



各 位

会社名 日本ケミコン株式会社
代表者名 代表取締役社長 上山 典男
(コード番号 6997 東証プライム市場)
問合せ先 取締役 石井 治
(TEL. 03-5436-7711)

第三者割当による種類株式の発行、
資本金及び資本準備金の額の減少、定款の一部変更、
並びに種類株式の発行に係る資本金及び資本準備金の額の減少、
並びに第三者割当による普通株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、次の①乃至③の各事項について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- ① ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第参号投資事業有限責任組合（以下「割当予定先（種類株式分）」といいます。）との間で、出資契約（以下「本出資契約（種類株式分）」といいます。）を締結し、割当予定先（種類株式分）に対して、第三者割当の方法により、総額 10,000,000,000 円の A 種類株式及び 5,000,000,000 円の B 種類株式（以下「本種類株式」と総称します。）を発行すること（以下「本第三者割当増資（種類株式分）」といいます。詳細については下記「Ⅰ. 本第三者割当増資について」をご参照ください。）
- ② 2023年12月22日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に、(i) 2023年12月22日を効力発生日として、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えること（以下「本資本金等の額の減少（1）」といいます。詳細については下記「Ⅱ. 本資本金等の額の減少（1）について」をご参照ください。）、(ii) 本種類株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更を行うこと（以下「本定款変更」といいます。詳細については下記「Ⅲ. 本定款変更について」をご参照ください。）、(iii) 本第三者割当増資（種類株式分）、並びに (iv) 本第三者割当増資（種類株式分）の効力が生じることを条件に、2024年3月31日を効力発生日として、本第三者割当増資（種類株式分）後の資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えること（以下「本資本金等の額の減少（2）」といいます。詳細については下記「Ⅳ. 本資本金等の額の減少（2）について」をご参照ください。）に係る各議案を付議すること
- ③ 三瑩電子工業株式会社（以下「割当予定先（普通株式分）」といいます。）との間で、出資契約（以下「本出資契約（普通株式分）」といいます。）を締結し、割当予定先（普通株式分）に対して、第三者割当の方法により、総額 2,405,148,000 円の普通株式（以下「本普通株式」といいます。）を発行すること（以下「本第三者割当増資（普通株式分）」といい、本第三者割当増資（種類株式分）と併せて「本第三者割当増資」と総称します。詳細については下記「Ⅰ. 本第三者割当増資について」をご参照ください。）

I. 本第三者割当増資について

1. 募集の概要

(1) A種種類株式

① 払込期間	2023年12月27日から2024年3月29日（注）
② 発行新株式数	A種種類株式10,000株
③ 発行価額	1株につき1,000,000円
④ 発行価額の総額	10,000,000,000円 発行諸費用の概算額を差し引いた概算額については、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」をご参照ください。
⑤ 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法によりジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第参号投資事業有限責任組合に全てのA種種類株式を割り当てます。 詳細は別紙I「A種種類株式発行要項」をご参照ください。
⑥ その他	<p>A種種類株式には、累積・非参加型の優先配当金の規定があり、配当率は、当初年5.5%であり、2026年4月1日以降は年7.5%です。</p> <p>A種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権が付されております。かかる取得請求権については、A種種類株式の発行要項においては、A種種類株式の発行日以降いつでも行使できることとされておりますが、本出資契約（種類株式分）の規定により、原則として、2026年3月31日以降においてのみ行使することができるものとされ、転換制限解除事由（下記「2.（1）③本種類株式の概要」に定義します。）の発生時にのみ、例外的に、2026年3月31日の到来前であっても行使することができるものとされています。</p> <p>A種種類株式には、金銭を対価とする取得請求権が付されております。かかる取得請求権については、A種種類株式の発行要項においては、A種種類株式の発行日以降いつでも行使できることとされておりますが、本出資契約（種類株式分）の規定により、原則として、2026年3月31日以降においてのみ行使することができるものとされ、当社に本出資契約（種類株式分）上の義務又は表明保証条項の違反（但し、重大な違反に限ります。）があり、割当予定先（種類株式分）が当社に対し書面により催告したにもかかわらず、当該催告が当社に到達した日から20営業日が経過する日までに当該違反が是正されなかった場合にのみ、例外的に、2026年3月31日の到来前であっても行使することができるものとされています。</p> <p>A種種類株式には、金銭を対価とする取得条項が付されており、当社は、A種種類株式の発行日以降いつでも、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>A種種類株式には議決権はありません。</p> <p>A種種類株式には、発行要項上は譲渡制限が付されておりましたが、本出資契約（種類株式分）の規定により、割当予定先（種類株式分）は、2026年3月31日までの間、転換制限解除事由が発生しない限り、A種種類株式を第三者に譲渡できないものとされています。</p> <p>A種種類株式の発行は、本臨時株主総会において（i）本資本金等の額の減少（1）、（ii）本定款変更、（iii）本第三者割当増資、（iv）本資本金等の額の減少（2）及び（v）割当予定先（種類株式分）の指名する者1名の当社社外取締役への選任（以下「本社外取締役選任」といいます。）に係る各議案の承認が得られることを条件としております。</p>

(2) B種種類株式

① 払込期間	2023年12月27日から2024年3月29日 (注)
② 発行新株式数	B種種類株式5,000株
③ 発行価額	1株につき1,000,000円
④ 発行価額の総額	5,000,000,000円 発行諸費用の概算額を差し引いた概算額については、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」をご参照ください。
⑤ 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によりジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第参号投資事業有限責任組合に全てのB種種類株式を割り当てます。 詳細は別紙Ⅱ「B種種類株式発行要項」をご参照ください。
⑥ その他	<p>B種種類株主は、B種種類株式1株につき、普通株式1株当たりの剰余金の配当の額に、1,000,000円(B種種類株式の払込金額相当額)をB種取得価額(下記「2.(1)③本種類株式の概要」に定義します。)に定義する。)で除した数を乗じて得られる額の金銭による配当を、普通株主と同順位で受け取ることができます。なお、B種種類株式には、いわゆる優先配当金の規定はありません。</p> <p>B種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権が付されており、かかる取得請求権については、B種種類株式の発行要項においては、B種種類株式の発行日以降いつでも行使できることとされておりますが、本出資契約(種類株式分)の規定により、原則として、2026年3月31日以降においてのみ行使することができるものとされ、転換制限解除事由の発生時にのみ、例外的に、2026年3月31日の到来前であっても行使できるとされています。</p> <p>B種種類株式には、金銭を対価とする取得条項が付されており、当社は、B種種類株式の発行日以降いつでも、A種種類株式の発行済株式(当社が有するものを除きます。)が存しないときに限り、金銭を対価として、B種種類株式の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>B種種類株式には議決権はありません。</p> <p>B種種類株式には、発行要項上は譲渡制限が付されておきませんが、本出資契約(種類株式分)の規定により、割当予定先(種類株式分)は、2026年3月31日までの間、転換制限解除事由が発生しない限り、B種種類株式を第三者に譲渡できないものとされています。</p> <p>B種種類株式の発行は、本臨時株主総会において(i)本資本金等の額の減少(1)、(ii)本定款変更、(iii)本第三者割当増資、(iv)本資本金等の額の減少(2)及び(v)本社外取締役選任に係る各議案の承認が得られることを条件としております。</p>

(注) 本第三者割当増資(種類株式分)に関しては、2023年12月27日から2024年3月29日までを会社法上の払込期間として決議しております。この期間を払込期間とした理由は、本出資契約(種類株式分)に定める割当予定先(種類株式分)による本種類株式に係る払込義務の履行の前提条件の一部に充足時期が事前に確定できないものが含まれるためです。なお、割当予定先(種類株式分)の間では、本出資契約(種類株式分)において、原則として、2023年12月27日に払込みを行うこととしつつ、2023年12月27日の前営業日までに本出資契約(種類株式分)に規定する払込義務の前提条件の全部が充足又は放棄されない場合には、その後、当該前提条件の全部が充足又は放棄された日から10営業日後の日(但し、払込期間中の日に限る。)に払込みを行うことに合意しています。

(3) 普通株式

① 払 込 期 日	2023年11月14日
② 発 行 新 株 式 数	普通株式1,625,100株
③ 発 行 価 額	1株につき1,480円
④ 発 行 価 額 の 総 額	2,405,148,000円 発行諸費用の概算額を差し引いた概算額については、下記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」をご参照ください。
⑤ 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により三瑩電子工業株式会社に全ての普通株式を割り当てます。

2. 募集の目的及び理由

(1) 本第三者割当増資（種類株式分）の目的及び理由

①本第三者割当増資（種類株式分）に至る経緯

当社は、1931年に国内初のアルミコンデンサーメーカーとして創業以来、業界のリーディングカンパニーとして、エレクトロニクス市場にアルミ電解コンデンサを始めとする各種電子部品を安定的に供給してまいりました。当社グループは、これらの材料研究から生産設備の設計、製品化に至るまでのあらゆるプロセスをグループ内で一貫して行うことを特色としており、これにより当社グループは顧客に対して常に独創的で信頼性の高い電子部品を供給することが可能になっております。これらの強みを生かすことで着実に海外での売上げを伸ばし、2008年3月期には当時の過去最高の売上高1,432億円を記録するなど、これまで着実な成長を遂げて参りました。

しかしながら、当社グループにおいては、2014年より、アルミ電解コンデンサ等の取引に関して競争法違反があった等との指摘を受けるに至り、かかる競争法違反関連の事案において、一部の国で競争法当局からの制裁金に関する決定、民事訴訟の提起等を受け、また、それらの一部について裁判所における対応等を継続する中で多額の和解金の支払いを求められる等、長らく業績に大きな悪影響が生じています。

例えば、直近では、当社及び当社の子会社である United Chemi-Con Inc.（以下「当社ら」といいます。）は、カナダの各州（オンタリオ、ケベック、ブリティッシュ・コロンビア）の裁判所において、電解コンデンサ及びフィルムコンデンサに関する競争法違反等について損害賠償等を求める集団民事訴訟の提起を受けておりました。当社らとして損害賠償等の責任を認めていないものの、諸般の事情を総合的に勘案した結果、2023年5月、原告団に対して、和解金として21.3百万カナダドル（公表時の為替レート（以下為替レートについて同じ）で約21億円）を支払うこととなりました。

また、米国においても、当社らを被告として、電解コンデンサ及びフィルムコンデンサに関する米国反トラスト法違反等について損害賠償等を求める複数の民事訴訟が提起され、これらの民事訴訟に係る原告への和解金として、2021年12月に160百万米ドル（約180億円）を、また、2022年7月に31.5百万米ドル（約43億円）を支払うことに合意するなど、対応を迫られておりました。更に、直近では、2023年6月に、Avnet, Inc.との民事訴訟において、米国カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所より、総額150.677百万米ドル（約210億円）の支払を当社らに命じる旨の判決が出されました。当社らは、当該判決を不服として、2023年6月、控訴提起をしておりましたが、諸般の事情を総合的に勘案した結果、当該民事訴訟及びこれに関連する一切の請求について、Avnet, Inc.との間で和解するとともに、Avnet, Inc.以外の個別原告のうち3社との間の民事訴訟についてもあわせて和解することを決定し、当社らは、Avnet, Inc.及び当該個別原告3社に対して、和解金として総額125百万米ドル（約178億円）を支払うこととなりました。また、当社らは、諸般の事情を総合的に勘案した結果、2023年9月、個別原告のうち和解が未了であった Arrow Electronics, Inc.との間でも和解することとし、Arrow Electronics, Inc.に対して、

和解金として総額 75 百万米ドル（約 110 億円）を支払うこととしました。

このように、当社グループは、一連の民事訴訟に関する和解金の支払い等により多額の現金の支払いを強いられており、とりわけ今年度に入ってからカナダと米国における各和解金だけでも約 309 億円の支払いが必要になるなど、当社の経営成績及び財政状態に大きな悪影響が生じています。なお、和解金の支払いは、いずれも独占禁止法関連損失として特別損失に計上されることで、当社グループの親会社株主に帰属する四半期純利益及び連結純資産の減少要因となります。

今後当該事案に起因して損害賠償等を受ける可能性はあるものの、他方で、上記の Arrow Electronics, Inc. との和解により米国において当社らに提起されていた電解コンデンサ及びフィルムコンデンサに関する米国反トラスト法違反等について損害賠償等を求める民事訴訟は全て終結することになるなど、当社としては、2014 年より継続していたアルミ電解コンデンサ等の取引に関する競争法違反関連の事案についての対応については概ね収束の局面に至りつつあると考えており、当社グループは、改めて中長期的な企業価値の向上を図るべく、当社グループの持続的成長に向けた施策を策定・実施すべき時期にあると考えております。この点、当社グループは、2023 年 4 月から、基本方針を「適応力（レジリエンス）強化による質の高い成長」とする第 10 次中期経営計画（2023 年度～2025 年度）（以下「中期経営計画」といいます。）（注）をスタートしており、当社グループを取り巻く先行き不透明な経営環境にも柔軟に対応し、持続的な成長を続けるための各種重点施策を定めております。このように、当社グループとしては、今後、中期経営計画の各種重点施策を着実に実行することが重要な経営課題であると考えているところ、とりわけ、今後需要が高まることが予想される導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサ事業等については、新工場を建設し増産体制の構築を予定しており、大きな資本・資金ニーズが生じています。

（注）中期経営計画の内容は、以下の当社ホームページにおいて公表しております。中期経営計画の内容に変更が生じた場合には速やかに開示致します。

アドレス：[https://contents.xj-](https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS06080/1726fce3/332a/46ea/9bae/e408c9dad3de/20230517150847253s.pdf)

[storage.jp/xcontents/AS06080/1726fce3/332a/46ea/9bae/e408c9dad3de/20230517150847253s.pdf](https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS06080/1726fce3/332a/46ea/9bae/e408c9dad3de/20230517150847253s.pdf)

以上のような経緯により、当社は、資本性の資金調達を通じた資本増強を実施することにより、アルミ電解コンデンサ等の取引に関する競争法違反関連の事案についての対応により毀損した当社グループの連結純資産の回復を図りつつ、上記の中期経営計画の各最重要施策を確実に実施するために必要な資金を確保することが必要不可欠であるとの考えるに至り、2023 年 7 月、リーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所を、また、フィナンシャル・アドバイザーとしてフロンティア・マネジメント株式会社をそれぞれ起用した上で、かかる資本性の資金調達に応じることができると見込まれる外部投資家の選定プロセスを開始することと致しました。

当社は、2023 年 7 月以降、当社にとって可能な限り有利な条件での資金調達の実現可能性を追求するべく、フィナンシャル・アドバイザーであるフロンティア・マネジメント株式会社を通じて、割当予定先（種類株式分）を含む国内の複数の金融投資家に対して、当社に対する出資の可否及び出資条件についての検討を依頼しました。かかる依頼に応じて各金融投資家から提示された出資条件等について比較検討した結果、割当予定先（種類株式分）の提案が出資総額、出資条件その他の内容を踏まえても、最も当社の資本・資金ニーズに合致した望ましい提案であると考えられたこと、また、割当予定先（種類株式分）は当社のように多額の資本・資金ニーズのある上場会社に対して本種類株式と類似した種類株式の取得を通じた資金提供を実施した実績を豊富に有しており信頼に足る先であると考えられたことから、当社は、2023 年 8 月、同社との間で、資金調達に関するより具体的な条件の協議に入ることとしました。その後、2023 年 9 月まで、割当予定先（種類株式分）からのデューディリジェンスを受けつつ、資金調達に関する

具体的な条件の協議を継続したところ、2023年9月下旬、同社より、デューディリジェンスの結果等を踏まえた最終的な出資条件の提案を受けるに至りました。これを受けて、当社は、かかる提案内容（本種類株式発行の金額規模その他の経済条件）を検討し、また、可能な限り当社にとって有利な条件となるよう割当予定先（種類株式分）との間で条件交渉を継続した結果、2023年10月初旬、割当予定先（種類株式分）への本種類株式の発行を通じた本第三者割当増資（種類株式分）による資金調達、当社の資本・資金ニーズに合致した現時点において当社が採り得る最善の選択肢であるとの判断に至りました。

なお、割当予定先（種類株式分）は、当社の事業目的及び経営方針にご理解をいただける投資家であるとともに、当社の成長可能性を高く評価しております。また、割当予定先（種類株式分）は、上記のとおり、本件と類似した種類株式による上場会社への投資実績及び過去の投資案件における投資先へのサポート実績があり、当社に対し、上記に掲げる目標の達成に必要なアドバイス及びガバナンス強化支援を提供し、当社の中長期的な企業価値を向上させるパートナーとして、最適であると判断しております。

②本第三者割当増資（種類株式分）を選択した理由

当社は、本第三者割当増資（種類株式分）の実施を決定するまでに、以下に記載するとおり、様々な資金調達のための手法について比較検討を致しました。

まず、上記のとおり、当社グループは、一連の民事訴訟に関する和解金の支払い等により多額の現金の支払いを強いられており、当社グループの連結純資産が大きく減少することが見込まれている現状に鑑みると、金融機関等からの借入や社債発行による負債性の資金調達ではなく、資本増強を図ることが出来る資本性の資金調達の実施が必要かつ適切であると考えました。

資本性の資金調達手法に関しては、当社を取り巻く経営環境、当社の財政状態及び経営成績、当社の株価の状況等を勘案すると、普通株式の公募増資の実施は現実的に困難であると考えました。また、普通株式による第三者割当増資については、十分な発行規模となることを前提に適切な割当先が選定できれば、選択肢になるものの、そのような割当先の候補も現実的に見当たりませんでした（なお、かかる考慮から、当社は、普通株式による第三者割当増資（普通株式分）の実施についても決定しておりますが、これのみでは当社の資本・資金ニーズを満たすことはできず、本第三者割当増資（種類株式分）を実施しない理由とはなりません。）。また、既存株主に対して、新株予約権を割り当てる新株予約権無償割当（ライツオファリング）又は株式を割り当てる株主割当についても、株価動向等を踏まえた割当株主の判断により、新株予約権が全て行使されるとは限らず、また、株主の皆様から株主割当に応じていただけないため、最終的な資金調達額が不明であり、当社にとっては、現時点における適切な選択肢ではないと判断いたしました。

これに対して、本第三者割当増資（種類株式分）のような種類株式を用いた第三者割当増資については、適切な割当先を確保することができれば、当社において必要金額の調達を確実に行うことができ、また、種類株式の商品設計によっては大規模な資本性の資金調達を行いつつ、急激な希薄化を回避することも可能であり、当社にとって最も有効な選択肢になり得ると考えました。

そこで、当社は、種類株式を用いた第三者割当増資の実現に向けて、上記「①本第三者割当増資（種類株式分）に至る経緯」に記載のとおり、資本性の資金調達に応じることができる外部投資家の選定プロセスを実施した結果、割当予定先（種類株式分）から、本第三者割当増資（種類株式分）に関する提案を受けるに至りました。当社は、本第三者割当増資（種類株式分）に係る提案内容と外部投資家の選定プロセスに参加した各金融投資家から提示された出資条件等について比較検討致しましたが、割当予定先（種類株式分）からの本第三者割当増資（種類株式分）に関する提案が、出資総額、出資条件その他の内容を踏まえても、最も当社の資本・資金ニーズに合致した望ましい提案であると考えました。特に、本第三者割

当増資（種類株式分）は、出資総額においてその他の金融投資家からの提示内容以上のものでありつつ、即時の急激かつ大規模な希薄化が当社の株価に与え得る影響に鑑み、発行後直ちに大規模な希薄化を生じさせない内容となっている点において、本第三者割当増資（種類株式分）の実施により、早期かつ確実な資金調達・資本増強を実現しつつ、調達資金を用いて中期経営計画の各種重点施策の実行により中長期的な企業価値の向上を図ろうとする当社の狙いに合致しており、現時点において当社が採り得る最善の選択であると判断いたしました。

なお、本種類株式は、いずれも普通株式を対価とする取得請求権が付されているため、将来的に希薄化が生じる可能性があります。上記のとおり、割当予定先（種類株式分）は、原則として、転換制限解除事由が発生しない限り、2026年3月31日までは、本種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権を行使することができません。B種類株式については、2026年3月31日の到来前であっても、当社がB種類株式の全部又は一部について金銭を対価とする取得条項を発動しようとする場合にあっては（但し、2025年3月31日までの期間においては転換制限解除事由が発生している場合に限り）、割当予定先（種類株式分）は、当社が取得を希望する数を上限とし、累計で最大3,000株までB種類株式について普通株式対価の取得請求権を行使できる権利を有するものとされているものの、かかる権利も、あくまで当社の判断でB種類株式について金銭を対価とする取得条項を発動しようとする場合にのみ行使可能とされており、2026年3月31日の到来前において、割当予定先（種類株式分）の自由な裁量で行使できるわけではありません。そのため、当社は、本第三者割当増資（種類株式分）の実施により、2025年度を最終年度とする中期経営計画の各種重点施策の実行による中長期的な企業価値向上のための時間的猶予を確保することが可能となります。

また、当社は、本第三者割当増資（種類株式分）により150億円の資金調達を行うことを企図しておりますが、そのうち100億円分をA種類株式にて調達するほか、50億円分を優先配当金の規定がないB種類株式にて調達することで、全額をA種類株式にて調達する場合と比較して、優先配当金の支払いに伴う資金負担を抑制しています。A種類株式については優先配当金の規定が付されているものの、発行日以降いつでも部分償還（但し、5,000株単位の償還に限り）が可能な設計となっており、当社としては、早期に金銭償還を進めることで、A種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権の行使による希薄化を回避しつつ、償還までの優先配当金の支払いに伴う資金負担を可能な限り抑制することを目指します。また、当社は、本第三者割当増資（種類株式分）により確保する時間的猶予を利用し、中期経営計画の各種重点施策の実行等による内部留保資金の積み上げを行うことで、A種類株式に加えてB種類株式についても、可能な限り、金銭償還を実施し、普通株式を対価とする取得請求権の行使による希薄化の回避を目指しております。

③本種類株式の概要

（ア）剰余金の配当

・A種類株式

A種類株主は、配当基準日が2026年3月末日以前に終了する事業年度に属する場合、1,000,000円（A種類株式の払込金額相当額）に、5.5%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日が2026年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合、1,000,000円（A種類株式の払込金額相当額）に、7.5%を乗じて算出した額の金銭について、普通株主に優先して配当を受け取ることができます。ある事業年度において、A種類株主への優先配当金が不足した場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積します。A種類株主は、当該優先配当に加え、普通配当を受け取ることはできません。

・ B 種類株式

B 種類株主は、当社が、ある事業年度中に属する日を基準日として普通株式に対して剰余金の配当をするときは、B 種類株式 1 株につき、普通株式 1 株当たりの剰余金の配当の額に、1,000,000 円 (B 種類株式の払込金額相当額) を取得価額で除した数を乗じて得られる額の金銭による配当を、普通株主と同順位で受け取ることができます。なお、B 種類株式には、優先配当金の規定はありません

(イ) 普通株式対価の取得請求権

・ A 種類株式

A 種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権が付されております。かかる取得請求権については、A 種類株式の発行要項においては、A 種類株式の発行日以降いつでも行使できるとされておりますが、本出資契約 (種類株式分) の規定により、原則として、2026 年 3 月 31 日以降においてのみ行使することができるものとされ、大要以下に記載する事由 (以下「転換制限解除事由」といいます。) の発生時のみ、例外的に、2026 年 3 月 31 日の到来前であっても行使することができるかとされています。

- (1) 当社に本出資契約 (種類株式分) 上の義務又は表明保証条項の違反 (但し、重大な違反に限ります。) があり、割当予定先 (種類株式分) が当社に対し書面により催告したにもかかわらず、当該催告が当社に到達した日から 20 営業日が経過する日までに当該違反が是正されなかった場合
- (2) 2025 年 3 月 31 日に終了する連結会計年度に係る当社の監査済連結財務諸表に記載された連結営業利益の額が、中期経営計画上の計画値 (110 億円) を 20% 下回ることが確実に見込まれる場合、又は下回った場合
- (3) 2026 年 3 月 31 日に終了する連結会計年度に係る当社の監査済連結財務諸表に記載された連結営業利益の額が、中期経営計画上の計画値 (140 億円) を 25% 下回ることが確実に見込まれる場合、又は下回った場合
- (4) 2025 年 3 月 31 日に終了する連結会計年度以降のいずれかの連結会計年度に係る当社の監査済の連結株主資本等変動計算書に記載された当該連結会計年度の末日における株主資本合計が 200 億円を下回ることが確実に見込まれる場合、又は下回った場合
- (5) 2025 年 3 月 31 日に終了する事業年度以降のいずれかの事業年度に係る当社の計算書類の確定時において、当社単体の分配可能額が、当該事業年度の末日において割当予定先 (種類株式分) が保有する A 種類株式及び B 種類株式の数に、それぞれの種類株式における 1 株あたりの払込金額 (1,000,000 円) を乗じた金額を下回ることが確実に見込まれる場合、又は下回った場合

A 種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される普通株式の数は、当該行使に係る A 種類株式の数に下記 (i) 及び (ii) の合計額を乗じて得られる額を、A 種取得価額 (以下に定義します。) で除して得られる数となります。

- (i) A 種類株式 1 株当たりの払込金額相当額に次の係数 (以下、「普通株式対価取得プレミアム (A 種類株式分)」) を乗じて得られる額

A 種類株式の発行日の翌日から 2024 年 6 月 30 日まで: 1.030

2024年7月1日から2025年6月30日まで：	1.060
2025年7月1日から2026年6月30日まで：	1.085
2026年7月1日から2027年6月30日まで：	1.100
2027年7月1日以降：	1.110

(ii) A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額

A種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権に係る取得価額（以下「A種取得価額」といいます）は当初1,364.3円です。当初のA種取得価額は、本日に先立つ連続する20連続取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）が発表する当社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値に90%を乗じた額です。A種取得価額は、2023年12月31日以降、毎年6月30日及12月31日に先立つ20連続取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値の90%に相当する額に修正されます。但し、当初のA種取得価額（1,364.3円）の約70%に相当する955円を下限として、当該価額を下回る額には修正されません。

・B種種類株式

B種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権が付されております。かかる取得請求権については、B種種類株式の発行要項においては、B種種類株式の発行日以降いつでも行使できるとされておりますが、本出資契約（種類株式分）の規定により、原則として、2026年3月31日以降においてのみ行使することができるものとされ、転換制限解除事由の発生時にのみ、例外的に、2026年3月31日の到来前であっても行使することができるものとされています。但し、本出資契約（種類株式分）の規定により、2026年3月31日の到来前であっても、当社がB種種類株式の全部又は一部について下記（エ）に記載の金銭を対価とする取得条項を発動しようとする場合（但し、2025年3月31日までの期間においては転換制限解除事由が発生している場合に限り）、割当予定先（種類株式分）は、当社から当該取得条項の発動する旨の意向及び取得を希望するB種種類株式の数を記載した通知を受領した日（同日を含む。）から当社による取得条項を発動するための機関決定が行われるときまで、当社が取得を希望する数を上限とし、累計で最大3,000株までB種種類株式について普通株式対価の取得請求権を行使できる権利を有するものとされています。

B種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される普通株式の数は、当該行使に係るB種種類株式の数に以下の(i)の金額を乗じて得られる額を、B種取得価額（以下に定義します。）で除して得られる数となります。

(i) B種種類株式1株当たりの払込金額相当額に次の係数（以下、「普通株式対価取得プレミアム（B種種類株式分）」）を乗じて得られる額

B種種類株式の発行日の翌日から2024年6月30日まで：	1.1
2024年7月1日から2025年6月30日まで：	1.255
2025年7月1日から2026年6月30日まで：	1.415
2026年7月1日以降：	1.605

B種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権に係る取得価額（以下「B種取得価額」といいます）は当初1,364.3円です。当初のB種取得価額は、本日に先立つ連続する20連続取引

日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値に90%を乗じた額です。B種取得価額は、2023年12月31日以降、毎年6月30日及12月31日に先立つ20連続取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値の90%に相当する額に修正されます。但し、当初のB種取得価額（1,364.3円）の約70%に相当する955円を下限として、当該価額を下回る額には修正されず、また、当初のB種取得価額（1,364.3円）の約130%に相当する1,773.6円を上限として、当該価額を上回る額には修正されません。

（ウ）金銭対価の取得請求権

・A種種類株式

A種種類株式には、金銭を対価とする取得請求権が付されております。かかる取得請求権については、A種種類株式の発行要項においては、A種種類株式の発行日以降いつでも行使できることとされておりますが、本出資契約（種類株式分）の規定により、原則として、2026年3月31日以降においてのみ行使することができるものとされ、当社に本出資契約（種類株式分）上の義務又は表明保証条項の違反（但し、重大な違反に限ります。）があり、割当予定先（種類株式分）が当社に対し書面により催告したにもかかわらず、当該催告が当社に到達した日から20営業日が経過する日までに当該違反が是正されなかった場合にのみ、例外的に、2026年3月31日の到来前であっても行使することができるものとされています。また、かかる取得請求権は、行使に係るA種種類株式の数が5,000株の整数倍の場合にのみ行使することができるものとされています。

A種種類株式に付された金銭を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される金銭の額は、当該行使に係るA種種類株式の数に以下の(i)及び(ii)の合計額を乗じて得られる額となります。

(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に次の係数（以下、「償還プレミアム（A種種類株式分）」といいます。）を乗じて得られる額

A種種類株式の発行日の翌日から2024年6月30日まで：	1.030
2024年7月1日から2025年6月30日まで：	1.060
2025年7月1日から2026年6月30日まで：	1.085
2026年7月1日から2027年6月30日まで：	1.100
2027年7月1日以降：	1.110

(ii) A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額

・B種種類株式

B種種類株式には、金銭を対価とする取得請求権が付されておられません。

（エ）金銭対価の取得条項

・A種種類株式

A種種類株式には、金銭を対価とする取得条項が付されております。当該取得条項により、当社は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める償還日が到来することをもって、A種種類株主に対して当該償還日の10取引日前までに書面による通知（撤回不能とします。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部（但し、一部の取得は、5,000株の整数倍の株数に限ります。）を取得することができます。

A 種種類株式に付された金銭を対価とする取得条項を行使する場合に交付される金銭の額は、取得される A 種種類株式の数に以下の(i)及び(ii)の合計額を乗じて得られる額となります。

- (i) A 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額に償還プレミアム (A 種種類株式分) を乗じて得られる額
- (ii) A 種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額

・ B 種種類株式

B 種種類株式には、金銭を対価とする取得条項が付されております。当該取得条項により、当社は、B 種種類株式の発行日以降いつでも、A 種種類株式の発行済株式（当社が有するものを除きます。）が存しないときに限り、当社の取締役会が別に定める償還日が到来することをもって、B 種種類株主に対して当該償還日の 10 取引日前までに書面による通知（撤回不能とします。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B 種種類株式の全部又は一部（但し、一部の取得は、1,000 株の整数倍の株数に限ります。）を取得することができます。

B 種種類株式に付された金銭を対価とする取得条項を行使する場合に交付される金銭の額は、取得される B 種種類株式の数に以下の(i)の金額を乗じて得られる額となります

- (i) B 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額に次の係数（償還プレミアム (B 種種類株式分)）を乗じて得られる額。

B 種種類株式の発行日の翌日から 2024 年 6 月 30 日まで：	1.1
2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで：	1.255
2025 年 7 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日まで：	1.415
2026 年 7 月 1 日から 2027 年 6 月 30 日まで：	1.605
2027 年 7 月 1 日以降：	1.805

(オ) 議決権及び譲渡制限

本種類株式には、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会における議決権が付されておられません。

本種類株式には、発行要項上は譲渡制限が付されておませんが、本出資契約（種類株式分）の規定により、割当予定先（種類株式分）は、2026 年 3 月 31 日までの間、転換制限解除事由が発生しない限り、本種類株式を第三者に譲渡できないものとされています。

その他 A 種種類株式及び B 種種類株式の詳細につきましては、別紙 I 「A 種種類株式発行要項」及び別紙 II 「B 種種類株式発行要項」をご参照ください。

(2) 本第三者割当増資（普通株式分）の目的及び理由

割当予定先（普通株式分）は、1972 年に当社が合弁会社として設立した韓国法人であり、アルミ電解コンデンサの製造販売を事業内容とする企業です。同社は、1976 年以降は韓国証券取引所に上場しているものの、現在においても当社の持分法適用関連会社（当社の有する議決権比率：33.4%）であるだけでなく、当社は同社の製品購入や同社への材料等の販売を行うなど事業上の関係も有している先です。このように、割当予定先（普通株式分）は、従来より当社と親密な関係にあったこと、割当予定先（普通株式分）にと

っても当社への出資を通じた当社との関係性強化には経済合理性がありうるのではないかと考えられたことから、当社は、2023年7月、上記「(1) 本第三者割当増資（種類株式分）の目的及び理由」記載の本第三者割当増資（種類株式分）による資金調達の可能性を模索する一方で、主に中期経営計画における成長分野への設備投資資金に充当するため、さらなる追加的な資金調達の可能性を模索するべく、独自に、割当予定先（普通株式分）に対して、当社への出資の可否について打診することとしました。これに対して、割当予定先（普通株式分）から、同社としても当社への出資を通じた当社との関係性強化には経済合理性がありうるということで、出資について前向きな回答を得たことから、当社は、本第三者割当増資（種類株式分）と並行して、同社との間で本第三者割当増資（普通株式分）の可否・出資条件についても協議することと致しました。2023年9月には、本第三者割当増資（普通株式分）により、当社の普通株式を時価で引き受ける形態で発行済株式総数の8%程度（2023年9月8日における当社普通株式の普通取引の終値（1,399円）を基準にすると総額23億円程度）の出資が可能である旨の意思が示されました。当社としては、下記のとおり、割当予定先（普通株式分）は本第三者割当増資（普通株式分）により取得する当社普通株式について議決権を行使できないことから、本第三者割当増資（普通株式分）の払込金額が当社普通株式の時価で決定される限り、既存株主に希薄化に伴う不利益が生じ得ない一方で、本第三者割当増資（種類株式分）に加えて、追加的に総額23億円程度の資本性の資金調達を実現することが可能となることから、本第三者割当増資（普通株式分）は、当社にとって望ましい選択肢であると考えたことから、本第三者割当増資（普通株式分）による割当予定先（普通株式分）からの出資も受け入れることと致しました。その上で、割当予定先（普通株式分）との間で、本第三者割当増資（普通株式分）の具体的な条件について協議した結果、発行する当社普通株式総数を1,625,100株（当社の発行済株式総数（20,314,833株）に対する割合は約8.00%となります。）、1株当たりの払込金額は本第三者割当増資（普通株式分）に係る取締役会決議日の直前営業日における東京証券取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値と同額とすることとなりました。

当社は、本第三者割当増資（普通株式分）に際して、割当予定先（普通株式分）との間で本出資契約（普通株式分）を締結しており、同社による当社普通株式の引受けに係る合意の他、ハイブリッドコンデンサ及び導電性高分子コンデンサ分野において両社間で技術者の人材交流、技術協力及び設備投資に関する協力を行うものとし、その実現に向けて誠実に協議する旨を合意しています。

なお、当社は割当予定先（普通株式分）の議決権総数の33.4%を有しているため、当該議決権保有比率が継続する限り、割当予定先（普通株式分）は、当社に対して議決権を行使することはできません（会社法第308条第1項）。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

①本第三者割当増資（種類株式分）

(ア) 払込金額の総額	15,000,000,000円
(イ) 発行諸費用の概算額	190,000,000円
(ウ) 差引手取概算額	14,810,000,000円

※発行諸費用の概算額は登録免許税相当額、弁護士費用及びフィナンシャルアドバイザー費用であります。

②本第三者割当増資（普通株式分）

(ア) 払込金額の総額	2,405,148,000円
(イ) 発行諸費用の概算額	31,000,000円

(ウ) 差引手取概算額	2,374,148,000 円
-------------	-----------------

※発行諸費用の概算額は登録免許税相当額、弁護士費用及びフィナンシャルアドバイザー費用であります。

(2) 調達する資金の具体的な用途

①本第三者割当増資（種類株式分）

具体的な用途	金額	支出（予定）時期
(ア) 導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサ事業の設備投資	7,899,000,000 円	2023年4月～2026年3月
(イ) 工場のスマートファクトリー化のための設備投資	4,443,000,000 円	2023年4月～2026年3月
(ウ) 研究開発関連投資	2,468,000,000 円	2023年4月～2026年3月

※上記には中期経営計画の計画期間の始期である2023年4月1日以降本日まで既に実施した設備投資及び本日以降本種類株式の発行日までに実施予定である設備投資が含まれます。本種類株式の発行日までに実施を要する設備投資資金については、一時的に当社の手元資金を充当しつつ、本種類株式の発行をもって、本第三者割当増資（種類株式分）の手取金を上記設備投資資金への充当により減少した手元資金に充てる予定です。

当社グループは、上記「2. 募集の目的及び理由」において記載のとおり、当社グループの持続的成長のため、本第三者割当増資（種類株式分）の手取金を、上記の設備投資に充当します。具体的には、(ア) 導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサ事業の増産体制構築のための設備投資に7,899百万円、(イ) 生産ラインの自動化等による生産性向上を目的とした工場のスマートファクトリー化のための設備投資に4,443百万円を充当します。また、(ウ) 残額については、アルミ電解コンデンサ及びアルミ電極箔の高容量化・高品質化のための研究開発関連投資に充当します。

なお、本第三者割当増資（種類株式分）の手取金は実際に支出するまで専用の銀行口座で管理することとしますが、手元資金の有効活用の観点から、割当予定先（種類株式分）の事前承諾のもと、一時的に運転資金等として利用することがあります。

②本第三者割当増資（普通株式分）

具体的な用途	金額	支出予定時期
(ア) 導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサ事業の設備投資	2,374,148,000 円	2023年12月～2026年3月

当社グループは、上記「2. 募集の目的及び理由」において記載のとおり、当社グループの持続的成長のため、本第三者割当増資（普通株式分）の手取金を、導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサ事業の増産体制構築のための設備投資に充当する予定であります。

本第三者割当増資（種類株式分）及び本第三者割当増資（普通株式分）の実施により早期かつ確実な資金調達・資本増強を実現しつつ、各手取金を上記各設備投資に充当し、中期経営計画の各種重点施策を着実に実行することにより、当社グループの持続的成長を目指して参ります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本第三者割当増資（種類株式分）及び本第三者割当増資（普通株式分）により調達する資金については、当社グループの持続的成長のための設備投資に充当することで（具体的な内容については上記「3.（2）調達する資金の具体的な使途」をご参照ください。）、中長期的な企業価値向上を目指します。また、同時に資本増強を実現し、財務基盤を強化することで、金融機関との安定的な取引継続に向けた体制づくり手元資金の拡充を図り、当社事業の安定的かつ長期的な成長を実現してまいります。

当社は、これにより、本第三者割当増資（種類株式分）及び本第三者割当増資（普通株式分）の実行がより一層の企業価値向上に寄与するものと考えており、上記資金使途は当社にとって合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

①本第三者割当増資（種類株式分）

当社は、当社にとって最も有利な条件での資金調達の実現に向けて、2023年7月以降、アルミ電解コンデンサ等の取引に関する競争法違反関連の事案についての対応状況、多額の和解金の支払いによる財務状況への悪影響の程度、当社の資本性の資金調達のニーズ、中期経営計画の各最重要施策の実施を通じた当社グループの成長戦略の内容、当社の足下の株価状況等を踏まえつつ、割当予定先（種類株式分）との間で本出資契約（種類株式分）の契約内容を含む本第三者割当増資（種類株式分）に係る条件に関する交渉を重ねて参りました。とりわけ、普通株式を対価とする取得請求権に関しては、既存株主への希薄化影響を可能な限り軽減すべく取得価額の設定方法や転換制限解除事由の具体的な内容について、金銭対価の取得条項に関しては、当社の将来の償還負担を可能な限り軽減すべく償還プレミアムの水準について真摯な交渉を重ねた結果、2023年10月上旬、当社として合理的と判断する条件で割当予定先（種類株式分）との合意に至ったことを受け、A種種類株式及びB種種類株式のいずれについても払込金額を1株当たり1,000,000円と決定いたしました。

当社としては、上記の交渉経緯及び当社の置かれた状況等に加えて、A種種類株式及びB種種類株式の商品性を踏まえれば割当予定先（種類株式分）も本第三者割当増資（種類株式分）を通じて相当のリスクを負担すること等を総合的に勘案すれば、かかる払込金額には合理性が認められると考えております。

もともと、種類株式の価値評価に関しては様々な考え方があり得ることから、当社は、当社から独立した第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号、代表者：山本顕三）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に対してA種種類株式及びB種種類株式の価値算定を依頼し、価値算定書（以下「本価値算定書」といいます。）を取得しております。赤坂国際会計は、A種種類株式及びB種種類株式に付された諸条件と一定の前提（当社普通株式の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利率、リスクプレミアム、取得条項、取得請求権等）を踏まえた、当社の行動に関する一定の仮定（金銭を対価とする取得条項の発動等）及び割当予定先（種類株式分）の行動に関する一定の仮定（A種種類株式に関する金銭を対価とする取得請求権の行使及びB種種類株式に関して当社が取得条項を発動した場合において普通株式を対価とする取得請求権を行使するか又は金銭を対価とする取得を待つかの選択等）を参考に、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて、A種種類株式及びB種種類株式のそれぞれについて公正価値を算定しております。本価値算定書においては、A種種類株式の価格は1株当たり約988,000円～1,027,000円、B種種類株式の価格は1株

当たり約 973,000 円～1,019,000 円とされております。

当社としては、上記のとおり、A 種種類株式及び B 種種類株式のいずれの払込金額についても合理性が認められると考えておりますが、また、A 種種類株式及び B 種種類株式のいずれについても、上記の交渉経緯及び当社の置かれた状況等に加えて、赤坂国際会計による本価値算定書における上記評価結果等を踏えても、会社法上、その払込金額（1 株当たり 1,000,000 円）が割当予定先（種類株式分）に特に有利な金額とまではいえないとの判断も合理的に可能と考えられるものの、非上場株式である A 種種類株式及び B 種種類株式には客観的な市場価格がなく、その価値評価に関しては様々な考え方があり得ることから、その払込金額（1 株当たり 1,000,000 円）が割当予定先（種類株式分）に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、念のため、本臨時株主総会での会社法第 199 条第 2 項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件として発行することといたしました。

②本第三者割当増資（普通株式分）

本第三者割当増資（普通株式分）の払込金額（1 株当たり 1,480 円）は、本第三者割当増資（普通株式分）に係る取締役会決議日（以下「本取締役会決議日」といいます。）の直前営業日（2023 年 10 月 6 日）の東京証券取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（1,480 円）を基準に、割当予定先（普通株式分）と協議した結果、当該金額と同額といたしました。これは、直近の株価こそが現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映したものであり、一定期間遡った日以降の期間における株価の平均値を基準とするといった対応をとるべき特段の事情は存在ないと判断したためです。

なお、当該払込金額は、本取締役会決議日の直前 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,511 円（小数点以下を四捨五入。以下、平均株価の計算について同様に計算しております。）に対しては 2.05% のディスカウント（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。）、本取締役会決議日の直前 3 ヶ月間の終値の単純平均値 1,429 円に対しては 3.57% のプレミアム、本取締役会決議日の直前 6 ヶ月間の終値の単純平均値 1,537 円に対しては 3.71% のディスカウントとなります。

また、本第三者割当増資（普通株式分）に係る取締役会決議に際して、当社監査役全員から、当該払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、割当予定先（普通株式分）に特に有利な金額には該当しない旨の意見を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

①本第三者割当増資（種類株式分）

当社は、本第三者割当増資（種類株式分）において、本種類株式（A 種種類株式 10,000 株及び B 種種類株式 5,000 株）を発行することにより、総額 15,000,000,000 円を調達いたしますが、上述した本種類株式の発行の目的及び資金使途に照らすと、本種類株式の発行数量は合理的であると判断しております。

また、本種類株式については、株主総会における議決権がありません。もともと、上記のとおり、本種類株式には普通株式を対価とする取得請求権の行使により、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性があります。

本第三者割当増資（種類株式分）により割当予定先（種類株式分）に対して本種類株式が割り当てられた場合、本種類株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、（累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額がいずれも存在しない前提で）最大で議決権数 200,261 個の普通株式が交付されることになり（A 種類株式について最大元本相当額 111 億円（払込元本 100 億

円×普通株式対価取得プレミアム（A種種類株式分）の上限値である1.110）、B種種類株式について最大元本相当額80.25億円（払込元本50億円×普通株式対価取得プレミアム（B種種類株式分）の上限値である1.605）、取得価額は下限取得価額955円で計算）、2023年3月末日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である201,894個に対する割合は約99.19%となります。なお、普通株式対価取得プレミアムは、割当予定先（種類株式分）による本種類株式を通じた当社に対する出資のリターンの一部を構成するものであるため、発行日の翌日以降、一定期間期間毎に上昇することとされており（詳細については、上記「2. ③本種類株式の概要」並びに別紙Ⅰ「A種種類株式発行要項」及び別紙Ⅱ「B種種類株式発行要項」をご参照ください。）。上記の最大値は、いずれについても上限値が適用されると仮定して算出したものであるところ、A種種類株式に係る普通株式対価取得プレミアム（A種種類株式分）の上限値が適用されるのは2027年7月1日以降の期間であり、また、B種種類株式に係る普通株式対価取得プレミアム（B種種類株式分）の上限値が適用されるのは2026年7月1日以降の期間となります。そのため、仮に本種類株式について普通株式を対価とする取得請求権が行使されたとしても、当該取得請求の行使が上記各期間の開始前に行われる場合には、本種類株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数は上記の最大値よりも小さくなります。また、上記の最大値はあくまで取得価額が下限取得価額と同額となったと仮定した上で算出したものであるため、実際の取得価額が下限取得価額を上回る場合には、本種類株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数は上記の最大値よりも小さくなります。

このように、本種類株式の取得請求権の行使により当社の普通株式が交付された場合には、当社普通株式の希薄化が生じることになりますが、①大きな資本・資金ニーズが生じている当社において、本第三者割当増資（種類株式分）により、資本増強・資金調達が実現でき、財務体質の安定化を図ることができること、②本第三者割当増資（種類株式分）の条件は、複数の金融投資家を対象とした外部投資家の選定プロセスを実施した上で選定した割当予定先（種類株式分）との間での真摯な交渉の末に合意したものであり、現時点において当社が採り得る最善の選択であると判断できること、③とりわけ、本出資契約において、原則として、転換制限解除事由が発生しない限り、2026年3月31日（同日を含む。）までは割当予定先（種類株式分）は本種類株式について取得請求権を行使しない旨の合意がなされており、普通株式の早期の希薄化を回避し、中期経営計画における各重要施策の実行による中長期的な企業価値向上のための時間的猶予が確保されていること、④取得請求権の行使により交付される普通株式の数の算出の基礎となる普通株式対価取得プレミアムには上限が設定されており、かつ、取得価額には下限が設定されている（但し、一定の場合には取得価額が調整されます。）こと、⑤本種類株式には発行日以降いつでも当社により行使可能な金銭を対価とする取得条項が付されており、当社の判断により、本種類株式の全部又は一部を強制的に金銭償還することにより、普通株式を対価とする取得請求権の行使による希薄化の発生を一定程度抑制することが可能な設計がなされていること等により、希薄化によって既存株主の皆様が生じ得る影響をより少なくするための方策を講じており、本第三者割当増資（種類株式分）が、当社の中長期的な企業価値向上に資するものであることを踏まえれば、本第三者割当増資（種類株式分）により既存株主の皆様が生じ得る希薄化の程度は合理的な限度を超えるものではないと考えております。

なお、B種種類株式については、2026年3月31日の到来前であっても、当社がB種種類株式の全部又は一部について下記（エ）に記載の金銭を対価とする取得条項を発動しようとする場合（但し、2025年3月31日までの期間においては転換制限解除事由が発生している場合に限り）、割当予定先（種類株式分）は、当社が取得を希望する数を上限とし、累計で最大3,000株までB種種類株式について普通株式対価の取得請求権を行使できる権利を有するものとされているため、2025年4月1日以降、当社

の判断のみによって普通株式への転換の可能性を完全に排除することはできません。また、B 種種類株式については、普通株式対価の取得請求権の行使により交付される普通株式の数の算定に用いる普通株式対価取得プレミアム (B 種類株式分) が普通株式対価取得プレミアム (A 種種類株式分) よりも高い水準であるため、A 種種類株式と比較して、1 株当たりで見れば、普通株式対価の取得請求権が行使された場合に交付される普通株式の数が多くなる可能性があります。このように、B 種種類株式は、A 種種類株式と比較すれば、普通株式対価の取得請求権が行使される可能性が高く、また、当該取得請求権が行使された場合に交付される普通株式の数も多くなる可能性がある商品設計となっています。もっとも、B 種種類株式による資金調達 は 50 億円と本種類株式による資金調達全体 (総額 150 億円) の 3 分の 1 に過ぎない点、さらに、上記の普通株式対価の取得請求権を行使を優先する旨の合意については、あくまで B 種種類株式 3,000 株分の範囲に限ったものであり、A 種類株式の全部及び B 種種類株式 2,000 株については当社の判断による金銭償還が優先される点、あくまで当社の判断で B 種種類株式について金銭を対価とする取得条項を発動しようとする場合にのみ行使可能とされており、2026 年 3 月 31 日の到来前において、割当予定先 (種類株式分) の自由な裁量で行使できるわけではない点、また、普通株式対価取得プレミアム (B 種類株式分) の水準については、代わりに B 種種類株式には優先配当金の規定がなく優先配当金の支払いに伴う資金負担を抑制できているなど当社にとっても経済合理性が認められる内容となっている点などを踏まえれば、B 種種類株式の上記商品性を踏まえても、やはり本第三者割当増資 (種類株式分) は現時点において当社が採り得る最善の選択肢であり、これにより既存株主の皆様が生じ得る希薄化の程度は合理的な限度を超えるものではないと考えております。

なお、上記のとおり、当社は、中期経営計画の実行による内部留保資金の積み上げを行い、金銭を対価とする取得条項を用いて本種類株式を取得することにより、普通株式を対価とする取得請求権による希薄化が顕在化することを可能な限り回避することを目指しております。今後、当社として金銭を対価とする取得条項を用いて本種類株式を取得する旨を決定した場合の他、当社の本種類株式に係る上記方針に変更が生じた場合、転換制限解除事由が生じたことが判明した場合及び割当予定先 (種類株式分) から本種類株式に係る取得請求権の行使に係る通知を受領した場合には速やかに開示致します。

②本第三者割当増資 (普通株式分)

当社は、本第三者割当増資 (普通株式分) において、本普通株式 1,625,100 株を発行することにより、総額 2,405,148,000 円を調達いたしますが、上述した本普通株式の発行の目的及び資金使途に照らすと、本種類株式の発行数量は合理的であると判断しております。

本第三者割当増資 (普通株式分) において発行する本普通株式 1,625,100 株には株主総会における議決権が 16,251 個付されており、2023 年 3 月末日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である 201,894 個に対する割合は約 8.05%となります。もっとも、当社は割当予定先 (普通株式分) の議決権総数の 33.4%を有しているため、当該議決権保有比率が継続する限り、割当予定先 (普通株式分) は、当社に対して議決権を行使することはできません (会社法第 308 条第 1 項)。そのため、実際には、本第三者割当増資 (普通株式分) によって議決権比率の希薄化は生じないこととなります。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①本第三者割当増資（種類株式分）

(1) 名 称	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第参号投資事業有限責任組合	
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目2番2号	
(3) 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
(4) 組 成 目 的	有価証券の取得等	
(5) 組 成 日	2021年9月30日	
(6) 出 資 の 総 額	606.4億円	
(7) 出 資 者 の 概 要	株式会社日本政策投資銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社三菱UFJ銀行	
(8) 業 務 執 行 組 合 員 の 概 要 (無 限 責 任 組 合 員) (General Partner)	名 称	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社
	所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目2番2号
	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 廣本裕一
	事 業 内 容	投資業務等
	資 本 金	100,000,000円
(9) 当 社 と 当 該 フ ァ ン ド 及 び 業 務 執 行 組 合 員 と の 間 の 関 係	当 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 間 の 関 係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。
	当 社 と 業 務 執 行 組 合 員 と の 間 の 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

※1 出資者の概要は、主な出資者を記載しております。出資者の出資比率については、割当予定先（種類株式分）から開示を受けていないため、記載しておりません。

※2 なお、本出資契約（種類株式分）において、割当予定先（種類株式分）から、割当予定先（種類株式分）及びその無限責任組合員が反社会的勢力との間に何ら関係がないことに関する表明保証を受けるとともに、割当予定先（種類株式分）から、その有限責任組合員が反社会的勢力に該当しないことを口頭で確認しております。また、割当予定先（種類株式分）の主な出資者のそれぞれの有価証券報告書に記載されている会社の沿革、役員、主要株主及び内部統制システムの整備状況等の確認や、割当予定先（種類株式分）の業務執行組合員の代表者に対する面談を通じ、当社は割当予定先（種類株式分）及びその主な出資者が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

②本第三者割当増資（普通株式分）

(2022年12月22日現在)

(1) 名 称	三瑩電子工業株式会社	
(2) 所 在 地	大韓民国京畿道 城南市 中院区 サギマッコール路 47	
(3) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 邊東俊、代表取締役 金性洙	
(4) 事 業 内 容	アルミ電解コンデンサの製造販売	
(5) 資 本 金	10,000 百万ウォン	
(6) 設 立 年 月 日	1968年8月20日	
(7) 発 行 済 株 式 数	20,000,000 株	
(8) 決 算 期	12月	
(9) 従 業 員 数	(連結) 1248 名	
(10) 主 要 取 引 先	YoungJin Thai, YoungJin General Corporation, Hyundai Mobis	
(11) 主 要 取 引 銀 行	Woori Bank, Industrial Bank of Korea	
大 株 主 及 び 持 株 比 率	日本ケミコン株式会社	33.40%
	邊東俊	14.71%

(12)	SAMSONG SCHOLARSHIP INCORPORATED FOUNDATION	5.00%	
	SEONGNAM ELECTRIC INDUSTRY	4.17%	
	Shin Young 中小型株 1 号	2.33%	
	SHINHAN BANK	0.91%	
	CITY OF NEW YORK GROUP TRUST	0.64%	
	WooRi 中小型株 3 号	0.63%	
	PYUN YOUNGSIK	0.60%	
	SAMSONG CORPORATION	0.52%	
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	当社は、割当予定先（普通株式分）の普通株式 6,679,983 株（議決権割合：33.4%）を保有しており、割当予定先（普通株式分）を持分法適用関連会社としております。		
人的関係	割当予定先（普通株式分）の取締役である奥津正明氏は当社の従業員であります。また、割当予定先（普通株式分）の取締役である白石修一氏は当社と顧問契約を締結しております。このほか、当社は、割当予定先（普通株式分）に対して従業員 5 名を出向させております。		
取引関係	当社は、割当予定先（普通株式分）との間で、当社製品及び材料等の販売取引並びに割当予定先の製品の仕入れ取引を行っております。		
関連当事者への該当状況	割当予定先（普通株式分）は、当社の持分法適用会社であり、関連当事者に該当します。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態（単位：韓国ウォン）			
決算期	2020 年 12 月期	2021 年 12 月期	2022 年 12 月期
連結純資産	490,894,305,105	511,758,521,283	521,757,690,647
連結総資産	513,873,621,850	543,640,907,269	539,337,299,822
1 株当たり連結純資産	24,545	25,588	26,088
連結売上高	200,568,030,314	238,877,794,978	227,806,509,955
連結営業利益	9,249,986,884	15,712,130,457	16,282,037,403
連結経常利益	14,884,277,756	22,566,106,167	24,450,805,580
親会社株主に帰属する当期純利益	11,424,172,220	17,029,948,872	18,179,456,536
1 株当たり連結当期純利益	571	851	909
1 株当たり配当金	250	300	300

※ 割当予定先（普通株式分）が反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社 J P リサーチ&コンサルティング（所在地：東京都港区虎ノ門三丁目 7 番 12 号虎ノ門アネックス 6 階、代表取締役：古野啓介）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、割当予定先（普通株式分）が反社会的勢力である、又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。更に、本出資契約（普通株式分）において、割当予定先（普通株式分）から、割当予定先（普通株式分）が反社会的勢力との間に何らかの関係がないことに関する表明保証を受けております。以上より、当社は割当予定先（普通株式分）が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

①本第三者割当増資（種類株式分）

割当予定先（種類株式分）を選定した理由については、上記「2. 募集の目的及び理由」をご参照ください。

なお、当社は、本出資契約（種類株式分）において、割当予定先（種類株式分）との間で、当社に対

する出資のほか一定の事項について合意しているところ、その概要は以下のとおりであります。

(ア) 当社の遵守事項

当社は、以下の事項等を、割当予定先（種類株式分）に誓約しております。

- (1) 一定の重要事項（組織再編その他の株主総会決議事項、新株発行、剰余金の配当等）を決定又は実施しようとする場合には、割当予定先（種類株式分）の事前の書面による承諾（但し、割当予定先（種類株式分）はかかる承諾を不合理に拒絶等せず、一定期間内に承諾の可否を通知するものとします。）を求めること（但し、割当予定先（種類株式分）が所有するB種種類株式が合計3,000株以下となった場合は、かかる承諾は不要となります。）。また、一定の事項が生じた場合に、直ちに割当予定先（種類株式分）に対し書面により通知すること又は予め割当予定先（種類株式分）との間で協議すること。
- (2) 本種類株式の発行日以降12か月以内に当社グループが実行すべきアクション・プラン（以下「本アクション・プラン」といいます。）を割当予定先（種類株式分）と協議した上で策定し、中期経営計画、中期経営計画に関する合理化施策及び本アクション・プランの実現に向けて合理的な最大限の努力を尽くすこと、中期経営計画、中期経営計画に関する合理化施策及び本アクション・プランの進捗状況を協議するモニタリング会議を設置・開催すること。
- (3) 社外取締役の選任が議題となる当社の各株主総会において、割当予定先（種類株式分）の指名する者1名を当社の取締役として選任する議案が承認されるように合理的な努力を行うこと、割当予定先（種類株式分）の指名する者1名の出向を受け入れること、割当予定先（種類株式分）が指名する割当予定先（種類株式分）役員が重要な会議にオブザーバーとして出席することを許容すること（但し、割当予定先（種類株式分）が所有するB種種類株式が合計3,000株以下となった場合は本(3)の義務は課されません。）。
- (4) 本第三者割当増資（種類株式分）によって割当予定先（種類株式分）が払い込んだ資金を専用の銀行口座において管理すること。

(イ) 取得請求権の行使制限

割当予定先（種類株式分）は、2026年3月31日（同日を含む。）までの間、転換制限解除事由が発生しない限り、本種類株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使することはできません。但し、2026年3月31日の到来前であっても、当社がB種種類株式の全部又は一部について金銭を対価とする取得条項を発動しようとする場合（但し、2025年3月31日までの期間においては転換制限解除事由が発生している場合に限り）、割当予定先（種類株式分）は、当社から当該取得条項の発動する旨の意向及び取得を希望するB種種類株式の数を記載した通知を受領した日（同日を含む。）から当社による取得条項を発動するための機関決定が行われるときまで、当社が取得を希望する数を上限とし、累計で最大3,000株までB種種類株式について普通株式対価の取得請求権を行使できる権利を有するものとされています。

割当予定先（種類株式分）は、2026年3月31日（同日を含む。）までの間、当社に本出資契約上の義務又は表明保証条項の違反（但し、重大な違反に限り）があり、割当予定先が当社に対し書面により催告したにもかかわらず、当該催告が当社に到達した日から20営業日が経過する日までに当該違反が是正されなかった場合を除き、本種類株式について金銭を対価とする取得請求権を行使することはできません。また、かかる取得請求権は、行使に係るA種種類株式の数が5,000株の整数倍の場合にのみ行使することができるものとされています。

(ウ) 譲渡制限

本出資契約（種類株式分）上、割当予定先（種類株式分）は、2026年3月31日（同日を含む。）までの間、転換制限解除事由が発生しない限り、本種類株式を第三者に譲渡できないものとされています。また、割当予定先（種類株式分）は、本種類株式及び本種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権を行使した対価として取得した普通株式の全部又は一部を第三者へ譲渡等をする場合には、当社グループと競合する事業を直接又は間接に行う者以外の者を譲渡等の相手方とするものとされています。

（エ） 払込義務の前提条件

以下の事項等が、割当予定先（種類株式分）による本種類株式に係る払込義務の履行の前提条件となっております。

- （1）本臨時株主総会において、本第三者割当増資（種類株式分）に必要となる本定款変更を含む全ての議案、本資本金等の額の減少（1）、本資本金等の額の減少（2）及び本社外取締役選任に係る各議案の承認が得られること
- （2）本種類株式に係る払込みを除き、本資本金等の額の減少（2）の効力を発生させるために必要な一切の手續（債権者保護手續を含むが、これに限られない。）が完了していること
- （3）当社が、金融商品取引法に基づき本第三者割当増資（種類株式分）に係る臨時報告書を適法かつ有効に提出していること
- （4）当社と取引金融機関との間で割当予定先（種類株式分）が合理的に満足する内容で金銭消費貸借契約が締結されており、有効に存続していること及び当社が割当予定先（種類株式分）が合理的に満足する内容で当社単体の2024年3月31日までの月次の資金計画を作成していること
- （5）当社が借入人又は保証人である借入契約について、当社又は借入人の債務不履行事由若しくは期限の利益喪失事由（請求失期事由を含む。）又はそれらの具体的なおそれが発生していないこと
- （6）要承諾契約及び要通知契約について、必要な承諾を書面により取得し又は必要な通知を行っていること
- （7）本出資契約（種類株式分）締結後に、当社グループの財務状態、経営成績、キャッシュフロー、事業、資産又は負債に重大な悪影響を及ぼす事由が発生又は判明しておらず、発生が合理的に見込まれていないこと

②本第三者割当増資（普通株式分）

割当予定先（普通株式分）を選定した理由については、上記「2. 募集の目的及び理由」をご参照ください。

（3）割当予定先の保有方針

①本第三者割当増資（種類株式分）

当社は、割当予定先（種類株式分）から、原則として、本種類株式を中期的に保有する方針である旨の説明を受けております。

なお、本種類株式には譲渡制限が付されておきませんが、本出資契約（種類株式分）上、割当予定先（種類株式分）は、2026年3月31日（同日を含む。）までの間、転換制限解除事由が発生しない限り、本種類株式を第三者に譲渡できないものとされています。

また、当社は割当予定先（種類株式分）が払込期日から2年間において、割当株式であるA種種類株

式又はB種種類株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、割当予定先（種類株式分）から払込期日までに確約書を得る予定であります。

割当予定先（種類株式分）は、普通株式を対価とする取得請求権の行使の結果として割当予定先（種類株式分）が交付を受ける普通株式については速やかに売却する意向であるとのことです。

なお、割当予定先（種類株式分）は、2026年3月31日（同日を含む。）までの間、転換制限解除事由が発生しない限り、本種類株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使することはできません。但し、B種種類株式については、2026年3月31日の到来前であっても、当社がB種種類株式の全部又は一部について金銭を対価とする取得条項を発動しようとする場合（但し、2025年3月31日までの期間においては転換制限解除事由が発生している場合に限りです。）、割当予定先（種類株式分）は、当社が取得を希望する数を上限とし、累計で最大3,000株までB種種類株式について普通株式対価の取得請求権を行使できる権利を有します。

②本第三者割当増資（普通株式分）

当社は、割当予定先（普通株式分）から、原則として、本種類株式を中期的に保有する方針である旨の説明を受けております。

なお、割当予定先（普通株式分）は、本出資契約（普通株式分）上、2026年11月14日（同日を含む。）までの間、本普通株式を第三者に譲渡できないものとされています。

また、当社は割当予定先（普通株式分）が払込期日から2年間において、割当株式である本普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、割当予定先（普通株式分）から払込期日までに確約書を得る予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

①本第三者割当増資（種類株式分）

割当予定先（種類株式分）からは、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を得ており、さらに割当予定先（種類株式分）に対する主な出資者の財務諸表を確認するなどし、払込期日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

②本第三者割当増資（普通株式分）

割当予定先（普通株式分）からは、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を得ており、さらに割当予定先（普通株式分）の財務諸表を確認するなどし、払込期日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 本第三者割当増資（種類株式分）

A 種類株式

本第三者割当増資（種類株式分）前	本第三者割当増資（種類株式分）後
該当なし	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第参号投資事業有限責任組合 100%

B 種類株式

本第三者割当増資（種類株式分）前	本第三者割当増資（種類株式分）後
該当なし	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第参号投資事業有限責任組合 100%

（2）本第三者割当増資（普通株式分）

普通株式

本第三者割当増資（普通株式分）前 (2023年3月31日現在)	本第三者割当増資（普通株式分）後
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 17.31%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 16.03%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口) 5.47%	三瑩電子工業株式会社 7.42%
株式会社三菱UFJ銀行 2.59%	株式会社日本カストディ銀行 (信託口) 5.06%
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) 2.53%	株式会社三菱UFJ銀行 2.40%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店) 2.42%	日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) 2.34%
株式会社三井住友銀行 1.65%	SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店) 2.24%
JP JPMSE LUX RE SOCIETE GENERALE EQ CO (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行) 1.62%	株式会社三井住友銀行 1.53%
CAPITAL SECURITIES CORP. -LIPERS ENTERPRISE CO., LTD. (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店) 1.59%	JP JPMSE LUX RE SOCIETE GENERALE EQ CO (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行) 1.50%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店) 1.48%	CAPITAL SECURITIES CORP. -LIPERS ENTERPRISE CO., LTD. (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店) 1.47%
BNP PARIBAS NEW YORK BRANCH-PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店) 1.38%	DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店) 1.37%

※1 上表における持株比率は、2023年3月31日現在の株主名簿に基づき、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。なお、上表には自己株式は含まれておりませんが、同日時点で当社が所有している自己株式が37,017株あります。

※2 本第三者割当増資（普通株式分）において発行する本普通株式1,625,100株には株主総会における議決権が16,251個付されておりますが、当社は割当予定先（普通株式分）の議決権総数の33.4%を有しているため、当

該議決権保有比率が継続する限り、割当予定先（普通株式分）は、当社に対して議決権を行使することはできません（会社法第 308 条第 1 項）。

※3 本種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権の行使により交付される普通株式数（潜在株式数）につきましては、現時点において合理的に見積もることが困難なことから、本第三者割当増資（普通株式分）後の普通株式の大株主及び持株比率の算出にあたっては計算に含めておりません。

8. 今後の見通し

本第三者割当増資によって調達する資金は、当社グループの持続的成長のための設備投資に充当する予定ですが、当社の業績に与える具体的な影響については精査中です。

9. 企業行動規範上の手続き

本第三者割当増資（種類株式分）及び本第三者割当増資（普通株式分）は、合計での希薄化率が 25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に従い、本第三者割当増資（種類株式分）については、株主の意思確認手続きとして本臨時株主総会において特別決議による承認を得る予定であり、また、本第三者割当増資（普通株式分）については、当社の経営者から一定程度独立した者として、当社社外取締役である川上欽也氏、宮田鈴子氏及び吉田浩氏（全員が独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外取締役です。）を選定し、本第三者割当増資（普通株式分）の必要性及び相当性に関する意見を諮問し、2023 年 10 月 10 日付で、大要、以下のとおりの意見を入手しました。

（1）意見

本第三者割当増資（普通株式分）には必要性及び相当性が認められるものとする。

（2）本第三者割当増資（普通株式分）の必要性

当社グループにおいては、2014 年より、アルミ電解コンデンサ等の取引にかかる競争法違反関連の事案において、一部の国で競争法当局からの制裁金に関する決定、民事訴訟の提起等を受け、また、それらの一部について裁判所における対応等を継続する中で多額の和解金の支払いを求められる等、長らく業績に大きな悪影響が生じている。とりわけ今年度に入ってからカナダと米国における各和解金だけでも約 309 億円の支払いが必要になるなど、当社の経営成績及び財政状態に大きな悪影響が生じており、いずれも独占禁止法関連損失として特別損失に計上されることで、当社グループの親会社株主に帰属する四半期純利益及び連結純資産の減少要因となっている。

他方、当社グループは、2023 年 4 月から第 10 次中期経営計画（2023 年度～2025 年度）をスタートするなど、改めて中長期的な企業価値の向上を図るべく、その持続的成長に向けた施策を策定・実施すべき時期にあるといえ、今後、中期経営計画の各種重点施策を着実に実行することが重要な経営課題となっている。とりわけ、今後需要が高まることが予想される導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサ事業等については、新工場を建設し増産体制の構築を予定している。

このように、当社グループには、大きな資本・資金ニーズが生じているため、資本性の資金調達を通じた資本増強を実施することにより、アルミ電解コンデンサ等の取引に関する競争法違反関連の事案についての対応により毀損した当社グループの連結純資産の回復を図りつつ、上記の中期経営計画の各最重要施策を確実に実施するために必要な資金を確保することが必要不可欠であると考えられる。

以上の事情を踏まえれば、本第三者割当増資（普通株式分）には必要性が認められる。

（3）本第三者割当増資（普通株式分）の相当性

以下の各事情を踏まえれば、本第三者割当増資（普通株式分）には相当性が認められる。

①本第三者割当増資（普通株式分）のスキームの合理性

本第三者割当増資（普通株式分）は、割当予定先（普通株式分）に対する第三者割当てによる普通株式の発行により実施されること、割当予定先（普通株式分）は、1972年に当社が合弁会社として設立した韓国法人であり、現在においても当社の持分法適用関連会社（当社の有する議決権比率：33.4%）であるだけでなく、当社は同社の製品購入や同社への材料等の販売を行うなど事業上の関係も有している親密先であり、割当予定先として適切といえる。また、本第三者割当増資（普通株式分）によって、当社は確実に総額 2,405,148,000 円の資本性の資金調達が可能となるため、上記（2）記載のとおり、大きな資本・資金ニーズが生じている当社にとって合理性の高いスキームといえる。

②発行条件の合理性

本第三者割当増資（普通株式分）の払込金額（1株当たり 1,480 円）は、本第三者割当増資（普通株式分）に係る取締役会決議日の直前営業日（2023年10月6日）の東京証券取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（1,480 円）と同額である。当社の客観的企業価値を適正に反映した株価を採求するという観点から、当社において一定期間遡った日以降の期間における株価の平均値を基準とするといった対応をとるべき特段の事情は存在ないと考えられることから、直近の株価と同額である本第三者割当増資（普通株式分）の払込金額には合理性が認められるといえる。

③発行規模の相当性

本第三者割当増資（普通株式分）において発行する本普通株式 1,625,100 株には、株主総会における議決権が 16,251 個付されており、2023年3月末日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である 201,894 個に対する割合は約 8.05%となる。もともと、当社は割当予定先（普通株式分）の議決権総数の 33.4%を有しているため、当該議決権保有比率が継続する限り、割当予定先（普通株式分）は、当社に対して議決権を行使することはできない（会社法第 308 条第 1 項）。そのため、実際には、本第三者割当増資（普通株式分）によっても当然には議決権比率の希薄化は生じないといえる。他方、本第三者割当増資（普通株式分）により、当社は総額 2,405,148,000 円の資本性の資金を確実に調達できること、かかる調達資金により導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサ事業の増産体制構築のための設備投資が実現でき、当社グループの持続的成長に資することを踏まえれば、本第三者割当増資（普通株式分）の発行規模には相当性が認められるといえる。

なお、本件では、本第三者割当増資（普通株式分）と並行して実施される本第三者割当増資（種類株式分）については臨時株主総会において特別決議による承認を得る予定であり、株主の意思に反して 25%以上の希薄化が生じることがない枠組みが採用されており、かかる観点からも、本件で生じる希薄化の規模は合理的であると考えられる。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
売上高	110,788 百万円	140,316 百万円	161,881 百万円
営業利益	2,971 百万円	8,798 百万円	12,939 百万円
経常利益	2,091 百万円	8,038 百万円	10,994 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	2,038 百万円	△12,124 百万円	2,273 百万円

1株当たり当期純利益金額	114.76円	△597.88円	112.09円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり純資産	2,544.62円	2,190.33円	2,478.43円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	20,314,833株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
始 値	1,180円	1,960円	1,880円
高 値	2,134円	2,780円	2,354円
安 値	957円	1,513円	1,494円
終 値	1,942円	1,893円	2,102円

② 最近6か月間の状況

	2023年 5月	6月	7月	8月	9月	10月
始 値	2,044円	1,207円	1,250円	1,439円	1,401円	1,626円
高 値	2,170円	1,390円	1,455円	1,456円	1,637円	1,669円
安 値	1,222円	1,196円	1,233円	1,265円	1,368円	1,480円
終 値	1,222円	1,249円	1,428円	1,405円	1,614円	1,480円

(注) 2023年10月の株価については、2023年10月6日現在で表示しております。

③ 発行決議日の直前営業日における株価

	2023年10月6日
始 値	1,518円
高 値	1,537円
安 値	1,480円
終 値	1,480円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

11. 発行要項

(1) 本第三者割当増資（種類株式分）

本種類株式の発行要項については、別紙Ⅰ「A種類株式発行要項」及び別紙Ⅱ「B種類株式発行要項」をご参照ください。

(2) 本第三者割当増資（普通株式分）

① 募集株式の種類及び数	普通株式 1,625,100 株
② 募集株式の払込金額	1 株につき 1,480 円
③ 払込金額の総額	2,405,148,000 円
④ 増加する資本金及び資本準備金	資本金 1,202,574,000 円 (1 株につき 740 円) 資本準備金 1,202,574,000 円 (1 株につき 740 円)
⑤ 払込期日	2023 年 11 月 14 日
⑥ 発行方法	第三者割当ての方法により、全ての普通株式を三瑩電子工業株式会社に割り当てる。

II. 本資本金等の額の減少（１）について

1. 本資本金等の額の減少（１）の目的

当社は、早期の復配を行える体制を整えることを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少を行うものであります。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第 447 条第 1 項及び第 448 条第 1 項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少を行い、それぞれの減少額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

（１）減少する資本金の額

本第三者割当増資（普通株式分）後の資本金の額 25,513,196,122 円を 20,060,622,122 円減少して、5,452,574,000 円とする。

（２）減少する準備金の項目及びその額

資本準備金 本第三者割当増資（普通株式分）後の資本準備金の額 13,987,195,695 円を 13,534,621,695 円減少して、452,574,000 円とする。

（３）増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 33,595,243,817 円

なお、上記の本資本金等の額の減少（１）の効力発生前後の資本金及び資本準備金の額並びに増加するその他資本剰余金の額は、本資本金等の額の減少（１）の効力発生日の前日までに本第三者割当増資（普通株式分）が実行される前提の額であり、これが実行されない場合、本資本金等の額の減少（１）の効力発生前の資本金の額は 24,310,622,122 円、資本準備金の額は 12,784,621,695 円となり、本資本金等の額の減少（１）の効力発生後の資本金の額は 5,000,000,000 円、資本準備金の額は 0 円、増加するその他資本剰余金の額は 32,095,243,817 円となります。

3. 本資本金等の額の減少（１）の日程

- | | |
|----------------|----------------------|
| （１）取締役会決議 | 2023 年 10 月 10 日 |
| （２）債権者異議申述公告 | 2023 年 10 月 20 日（予定） |
| （３）債権者異議申述最終期日 | 2023 年 11 月 20 日（予定） |
| （４）本臨時株主総会決議 | 2023 年 12 月 22 日（予定） |
| （５）効力発生日 | 2023 年 12 月 22 日（予定） |

4. 今後の見通し

本資本金等の額の減少（１）は、「純資産の部」における勘定の振替処理であり、当社の損益及び純資産額の変動は無く、業績に与える影響はありません。

Ⅲ. 本定款変更について

1. 本定款変更の目的

A 種種類株式及び B 種種類株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式として A 種種類株式及び B 種種類株式を追加し、A 種種類株式及び B 種種類株式に関する規定を新設するとともに、A 種種類株式及び B 種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使による普通株式の発行に備えて、発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加するものです。

なお、本定款変更については、(i) 本資本金等の額の減少（1）、(ii) 本第三者割当増資（種類株式分）、(iii) 本資本金等の額の減少（2）及び (iv) 本社外取締役選任に係る各議案について本臨時株主総会において必要な承認が得られることを条件とします。

2. 本定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙Ⅲ「定款変更の内容」のとおりです。

3. 本定款変更の日程

(1) 取締役会決議	2023 年 10 月 10 日
(2) 本臨時株主総会決議	2023 年 12 月 22 日（予定）
(3) 効力発生日	2023 年 12 月 22 日（予定）

IV. 本資本金等の額の減少（２）について

1. 本資本金等の額の減少（２）の目的

早期に財務体質の健全化を図りつつ、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、本種類株式の発行と併せて本資本金等の額の減少（２）を行い、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えることといたしました。

なお、本資本金等の額の減少（２）については、本第三者割当増資（種類株式分）の払込がなされること、並びに（i）本資本金等の額の減少（１）、（ii）本定款変更、（iii）本第三者割当増資（種類株式分）及び（iv）本社外取締役選任に係る各議案について本臨時株主総会において必要な承認が得られることを条件とします。

2. 本資本金等の額の減少（２）の内容

会社法第 447 条第 1 項及び第 448 条第 1 項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少を行い、それぞれの減少額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

（１）減少する資本金の額

本第三者割当増資（普通株式分）並びに本資本金等の額の減少（１）及び本第三者割当増資（種類株式分）後の資本金の額 12,952,574,000 円を 7,500,000,000 円減少して、5,452,574,000 円とする。

（２）減少する準備金の項目及びその額

資本準備金 本第三者割当増資（普通株式分）並びに本資本金等の額の減少（１）及び本第三者割当増資（種類株式分）後の資本準備金の額 7,952,574,000 円を 7,500,000,000 円減少して、452,574,000 円とする。

（３）増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 15,000,000,000 円

なお、上記の本資本金等の額の減少（２）の効力発生前後の資本金及び資本準備金の額は、本資本金等の額の減少（２）の効力発生日までに本資本金等の額の減少（２）及び本第三者割当増資（普通株式分）が実行される前提の額であり、これらが実行されない場合、本資本金等の額の減少（２）の効力発生前後の資本金及び資本準備金の額は上記と異なる額となります。但し、その場合であっても、減少する資本金の額、減少する資本準備金の額及び増加するその他資本剰余金の額については、上記から変更ございません。

3. 本資本金等の額の減少（２）の日程

- | | |
|----------------|-----------------|
| （１）取締役会決議日 | 2023年10月10日 |
| （２）債権者異議申述公告 | 2023年10月20日（予定） |
| （３）債権者異議申述最終期日 | 2023年11月20日（予定） |
| （４）本臨時株主総会決議日 | 2023年12月22日（予定） |
| （５）効力発生日 | 2024年3月31日（予定） |

4. 今後の見通し

本資本金等の額の減少（２）は、「純資産の部」における勘定の振替処理であり、当社の損益及び純資

産額の変動は無く、業績に与える影響はありません。

以上

A 種種類株式発行要項

1. 株式の名称
日本ケミコン株式会社 A 種種類株式（以下、「A 種種類株式」という。）
2. 募集株式の数
10,000 株
3. 募集株式の払込金額
1 株につき 1,000,000 円
4. 増加する資本金及び資本準備金
資本金 5,000,000,000 円（1 株につき、500,000 円）
資本準備金 5,000,000,000 円（1 株につき、500,000 円）
5. 払込金額の総額
10,000,000,000 円
6. 払込期間
2023 年 12 月 27 日から 2024 年 3 月 29 日まで
7. 発行方法
第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。
ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第参号投資事業有限責任組合 10,000 株
8. 剰余金の配当
 - (1) A 種優先配当金
日本ケミコン株式会社（以下、「当会社」という。）は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種種類株式を有する株主（以下、「A 種種類株主」という。）又は A 種種類株式の登録株式質権者（A 種種類株主と併せて以下、「A 種種類株主等」という。）に対し、下記 16. (1) に定める支払順位に従い、A 種種類株式 1 株につき、下記 (2) に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により A 種種類株式 1 株当たりを支払われる金銭を、以下、「A 種優先配当金」という。）を行う。なお、A 種優先配当金に、各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
 - (2) A 種優先配当金の金額
A 種優先配当金の額は、配当基準日が 2026 年 3 月末日以前に終了する事業年度に属する場合、1,000,000 円（以下、「払込金額相当額」という。）に、5.5% を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日が 2026 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度に属する場合、払込金額相当額に、7.5% を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が 2024 年 3 月末日に終了する事業年度に属する場合は、A 種種類株式の発行日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1 年を 365 日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日として A 種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係る A 種優先配当金の額は、その各配当における A 種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額（下記(4)に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本(4)に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本(4)において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下、本(4)において「不足事業年度定時株主総会」という。）の翌日（同日を含む。）から累積額がA種種類株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度において、当該事業年度が2026年3月末日以前に終了する事業年度の場合は年率5.5%の利率で、当該事業年度が2026年4月1日以降に開始する事業年度の場合は年率7.5%の利率で、1年毎（但し、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本(4)に従い累積する金額（以下、「A種累積未払配当金相当額」という。）については、下記16.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当を行うA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

9. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、下記16.(2)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下、「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を

基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記8.(2)に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下、A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。）。

10. 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

11. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下、「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める普通株式対価取得プレミアムを乗じて得られる額並びに(ii) A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(6)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本11.においては、A種累積未払配当金相当額の計算における「累積額がA種種類株主等に対して配当される日」及び日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を、それぞれ「普通株式対価取得請求の効力発生の日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

「普通株式対価取得プレミアム」とは、普通株式対価取得請求の効力が生ずる日が以下の各号のいずれの期間に属するかを区分に応じて、以下の各号に定める数値をいう。

① A種種類株式の発行日の翌日から2024年6月30日まで	: 1.030
② 2024年7月1日から2025年6月30日まで	: 1.060
③ 2025年7月1日から2026年6月30日まで	: 1.085
④ 2026年7月1日から2027年6月30日まで	: 1.100
⑤ 2027年7月1日以降	: 1.110

(3) 当初取得価額

1,364.3円

(4) 取得価額の修正

取得価額は、2023年12月31日及びそれ以降の6か月毎の応当日（当該日が取引日（以下に定義する。）でない場合には翌取引日とする。以下、「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日に先立つ連続する20取引日（売買高加重平均価格（以下、「VWAP」という。）が発表されない日を除く20取引日とする。以下、本(4)において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（なお、取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は下記(5)に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。）の90%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正され（以下、かかる修正後の取得

価額を「修正後取得価額」という。)、修正後取得価額は取得価額修正日より適用される。但し、修正後取得価額が955円(ただし、下記(6)の調整を受ける。以下、「A種下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額はA種下限取得価額とする。

「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。

(5) 取得価額の調整

(a) A種種類株式の発行日の翌日(同日を含む。)以降、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(5)において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換、会社分割若しくは株式交付により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下、「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下、「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{(発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数) + 普通株式1株当たりの時価}}$$

$$\text{(発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数) + 新たに発行する普通株式の数}$$

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション

目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の全部若しくは一部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
 - ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - ③ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する20取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (6) A種下限取得価額の調整
上記(5)の規定により取得価額の調整を行う場合には、A種下限取得価額についても、「取得価額」を「A種下限取得価額」に読み替えた上で、上記(5)の規定を準用して同様の調整を行う。
- (7) 普通株式対価取得請求受付場所
株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
- (8) 普通株式対価取得請求の効力発生
普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(7)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。
- (9) 普通株式の交付方法
当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

12. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部（但し、一部の取得は、5,000株の整数倍の株数に限る。）

を取得することを請求すること（以下、「金銭対価取得請求」という。）ができるものとし、当社は、当該金銭対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該金銭対価取得請求に係るA種種類株式の数に、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額並びに(ii) A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本 12. においては、A種累積未払配当金相当額の計算における「累積額がA種種類株主等に対して配当される日」及び日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を、それぞれ「金銭対価取得請求の効力発生の日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の各号のいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下の各号に定める数値をいう。

- | | |
|-------------------------------|---------|
| ① A種種類株式の発行日の翌日から2024年6月30日まで | : 1.030 |
| ② 2024年7月1日から2025年6月30日まで | : 1.060 |
| ③ 2025年7月1日から2026年6月30日まで | : 1.085 |
| ④ 2026年7月1日から2027年6月30日まで | : 1.100 |
| ⑤ 2027年7月1日以降 | : 1.110 |

(2) 金銭対価取得請求の効力発生

金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が当社に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

13. 金銭を対価とする取得条項

当社は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の10取引日（東京証券取引所において当社の普通株式の普通取引が行われる日をいう。）前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部（但し、一部の取得は、5,000株の整数倍の株数に限る。）を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に上記 12. (1) に定める償還係数を乗じて得られる額並びに(ii) A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本 13. においては、A種累積未払配当金相当額の計算における「累積額がA種種類株主等に対して配当される日」及び日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を、それぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。

14. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によってA種種類株主との合意により当該A種種類株主の有するA種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第 160 条第 2 項及び第 3 項の規定を適用しないものとする。

15. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

16. 優先順位

- (1) A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額並びに普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通株主等」と総称する。）及びB種種類株式を有する株主又はB種種類株式の登録株式質権者（以下、「B種種類株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等及びB種種類株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。
- (2) A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式及びB種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。
- (3) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

以 上

B 種種類株式発行要項

1. 株式の名称
日本ケミコン株式会社 B 種種類株式（以下、「B 種種類株式」という。）
2. 募集株式の数
5,000 株
3. 募集株式の払込金額
1 株につき 1,000,000 円
4. 増加する資本金及び資本準備金
資本金 2,500,000,000 円（1 株につき、500,000 円）
資本準備金 2,500,000,000 円（1 株につき、500,000 円）
5. 払込金額の総額
5,000,000,000 円
6. 払込期間
2023 年 12 月 27 日から 2024 年 3 月 29 日まで
7. 発行方法
第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。
ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第参号投資事業有限責任組合 5,000 株
8. 剰余金の配当
 - (1) B 種配当金
日本ケミコン株式会社（以下、「当会社」という。）は、ある事業年度中に属する日を基準日として普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通株主等」と総称する。）に対して剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録された B 種種類株式を有する株主（以下、「B 種種類株主」という。）又は B 種種類株式の登録株式質権者（B 種種類株主と併せて以下、「B 種種類株主等」という。）に対し、下記 15. (1) に定める支払順位に従い、B 種種類株式 1 株につき、下記 (2) に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により B 種種類株式 1 株当たりを支払われる金銭を、以下、「B 種配当金」という。）を行う。なお、B 種配当金に、各 B 種種類株主等が権利を有する B 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
 - (2) B 種配当金の金額
B 種配当金の額は、普通株式 1 株当たりの剰余金の配当の額に、1,000,000 円（以下、「払込金額相当額」という。）を当該配当基準日における下記 11. (3) 乃至 (6) で定める取得価額で除した数を乗じて得られる額とする（除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。）。
当会社は、B 種種類株主等に対しては、B 種配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロ若しくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 1 項第 12 号ロ若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

9. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、下記15.(2)に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

B種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

10. 議決権

B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

11. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

B種種類株主は、B種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下、「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。

(2) B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数に、B種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める普通株式対価取得プレミアムを乗じて得られる額を、下記(3)乃至(6)で定める取得価額で除して得られる数とする。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

「普通株式対価取得プレミアム」とは、普通株式対価取得請求の効力が生ずる日が以下の各号のいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下の各号に定める数値をいう。

- | | |
|-------------------------------|---------|
| ① B種種類株式の発行日の翌日から2024年6月30日まで | : 1.1 |
| ② 2024年7月1日から2025年6月30日まで | : 1.255 |
| ③ 2025年7月1日から2026年6月30日まで | : 1.415 |
| ④ 2026年7月1日以降 | : 1.605 |

(3) 当初取得価額

1,364.3円

(4) 取得価額の修正

取得価額は、2023年12月31日及びそれ以降の6か月毎の応当日（当該日が取引日（以下に定義する。）でない場合には翌取引日とする。以下、「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日に先立つ連続する20取引日（売買高加重平均価格（以下、「VWAP」という。）が発表されない日を除く20取引日とする。以下、本(4)において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（なお、取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は下記(5)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。）の90%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は取得価額修正日より適用される。但し、修正後取得価額が955円（但し、下記(6)の調整を受ける。以下、「B種下限取得価額」という。）を

下回る場合には、修正後取得価額はB種下限取得価額とし、また、修正後取得価額が1,773.6円(但し、下記(6)の調整を受ける。以下、「B種上限取得価額」という。)を上回る場合には、修正後取得価額はB種上限取得価額とする。

「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。

(5) 取得価額の調整

(a) B種種類株式の発行日の翌日(同日を含む。)以降、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(5)において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換、会社分割若しくは株式交付により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下、「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下、「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{(発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数) + 普通株式1株当たりの時価}}$$

$$\text{(発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数) + 新たに発行する普通株式の数}$$

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション

目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はB種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

① 合併、株式交換、株式交換、株式交付による他の株式会社の発行済株式の全部若しくは一部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

③ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する20取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(6) B種下限取得価額及びB種上限取得価額の調整

上記(5)の規定により取得価額の調整を行う場合には、B種下限取得価額及びB種上限取得価額についても、「取得価額」を「B種下限取得価額」又は「B種上限取得価額」に読み替えた上で、上記(5)の規定を準用して同様の調整を行う。

(7) 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(8) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(7)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(9) 普通株式の交付方法

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたB種種類株主に対して、当該B種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

12. 金銭を対価とする取得条項

当社は、B種種類株式の発行日以降いつでも、A種種類株式の発行済株式（当社が有するものを除く。）が存しないときに限り、当社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）

が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の10取引日（東京証券取引所に

において当会社の普通株式の普通取引が行われる日をいう。)前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部又は一部(但し、一部の取得は、1,000株の整数倍の株数に限る。)を取得することができる(以下、「金銭対価償還」という。)ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、B種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の各号のいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下の各号に定める数値をいう。

- | | | |
|---|-----------------------------|---------|
| ① | B種種類株式の発行日の翌日から2024年6月30日まで | : 1.1 |
| ② | 2024年7月1日から2025年6月30日まで | : 1.255 |
| ③ | 2025年7月1日から2026年6月30日まで | : 1.415 |
| ④ | 2026年7月1日から2027年6月30日まで | : 1.605 |
| ⑤ | 2027年7月1日以降 | : 1.805 |

B種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって、B種種類株主から取得すべきB種種類株式を決定する。

13. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当会社が株主総会の決議によってB種種類株主との合意により当該B種種類株主の有するB種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

14. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当会社は、B種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当会社は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当会社は、B種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

15. 優先順位

- (1) A種優先配当金(A種種類株式に係る発行要項に定義する。)、A種累積未払配当金相当額(A種種類株式に係る発行要項に定義する。)並びに普通株主等及びB種種類株主等に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等及びB種種類株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。
- (2) A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式及びB種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。
- (3) 当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

以 上

定款変更の内容

(下線部分は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3, 961万3, 200株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5, 500万株</u> とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 <u>普通株式 5, 500万株</u> <u>A種種類株式 10, 000株</u> <u>B種種類株式 5, 000株</u>
<新設>	(A種種類株式) 第 5 条の 2 1. 当社の発行するA種種類株式の内容は、次項から第10項までに定めるものとする。 2. 剰余金の配当 (1) A種優先配当金 当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下本条において配当基準日という。)の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株式を有する株主(以下本条においてA種種類株主という。)またはA種種類株式の登録株式質権者(A種種類株主と併せて以下本条においてA種種類株主等という。)に対し、本条第10項第1号に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下本条においてA種優先配当金という。)を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 (2) A種優先配当金の金額 A種優先配当金の額は、配当基準日が2026年3月末日以前に終了する事業年度に属する場合、1,000,000円(以下本条において払込金額相当額という。)に、5.5%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日が2026年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合、払込金額相当額に、7.5%を乗じて算出した額の

金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該配当基準日が2024年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、A種種類株式の発行日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金およびA種累積未払配当金相当額（次号に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本号に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、本項第2号に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、本項第2号但書の規定は適用されないものとして計算するものと

する。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下本号において不足事業年度という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下本号において不足事業年度定時株主総会という。）の翌日（同日を含む。）から累積額がA種種類株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度において、当該事業年度が2026年3月末日以前に終了する事業年度の場合は年率5.5%の利率で、当該事業年度が2026年4月1日以降に開始する事業年度の場合は年率7.5%の利率で、1年毎（ただし、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額（以下本条においてA種累積未払配当金相当額という。）については、本条第10項第1号に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当を行うA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

3. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、本条第10項第2号に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額および本項第3号に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下本条においてA種残余財産分配額という。）の金銭を支払う。ただし、本号においては、残余財産の分配が行われる日（以下本条において分配日

という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種剰余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、前号のほか、剰余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、前項第2号に従い計算されるA種優先配当金相当額とする(以下本条においてA種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を日割未払優先配当金額という。)

4. 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、次号に定める数の普通株式(以下本条において請求対象普通株式という。)の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること(以下本条において普通株式対価取得請求という。)ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種種類

株式の数に、(i) A種種類株式 1株当たりの払込金額相当額に下記に定める普通株式対価取得プレミアムを乗じて得られる額ならびに(ii) A種累積未払配当金相当額および日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額を、本項第3号乃至第6号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本項においては、A種累積未払配当金相当額の計算における「累積額がA種種類株主等に対して配当される日」および日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を、それぞれ「普通株式対価取得請求の効力発生の日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額および日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

本条において「普通株式対価取得プレミアム」とは、普通株式対価取得請求の効力が生ずる日が以下の各号のいずれの期間に属するか の区分に応じて、以下の各号に定める数値をいう。

- ① A種種類株式の発行日の翌日から2024年6月30日まで
: 1.030
- ② 2024年7月1日から2025年6月30日まで
: 1.060
- ③ 2025年7月1日から2026年6月30日まで
: 1.085
- ④ 2026年7月1日から2027年6月30日まで
: 1.100
- ⑤ 2027年7月1日以降
: 1.110

(3) 当初取得価額

1,364.3円

(4) 取得価額の修正

取得価額は、2023年12月31日およびそれ以降の6か月毎の応当日（当該日が取引日（以下に定義する。）でない場合には翌取引日とする。以下本条において取得価額修正日という。）において、各取得

価額修正日に先立つ連続する20取引日（売買高加重平均価格（以下本条においてVWAPという。）が発表されない日を除く20取引日とする。以下本号において取得価額算定期間という。）の株式会社東京証券取引所（以下本条において東京証券取引所という。）が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（なお、取得価額算定期間中に次号に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は次号に準じて当社が適当と判断する値に調整される。）の90%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正され（以下本条において、かかる修正後の取得価額を修正後取得価額という。）、修正後取得価額は取得価額修正日より適用される。ただし、修正後取得価額が955円（ただし、本項第6号の調整を受ける。以下本条においてA種下限取得価額という。）を下回る場合には、修正後取得価額はA種下限取得価額とする。

本条において「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日を行い、VWAPが発表されない日は含まないものとする。

(5) 取得価額の調整

(a) A種種類株式の発行日の翌日（同日を含む。）以降、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ

読み替える。

$$\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} = \frac{\text{調整前取得価額}}{\text{調整前取得価額}} \times \frac{\frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}}{1}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

②普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} = \frac{\text{調整前取得価額}}{\text{調整前取得価額}} \times \frac{\frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}}{1}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

③本号（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換、会社分割もしくは株式交付により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下本条において取得価額調整式という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払

込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下本条において株主割当日という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{aligned}
 \text{調整後} &= \text{調整前} \times \frac{\text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{(発行済普通株式数} \pm \text{1株当たり払込金額)} \times \text{当社が保有する普通株式の数}} \\
 \text{取得価額} &= \text{取得価額} \times \frac{\text{普通株式1株当たりの時価}}{\text{(発行済普通株式数} \text{---} \text{当社が保有する普通株式の数)} \text{+} \text{新たに発行する普通株式の数}}
 \end{aligned}$$

④当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。)

	<p>に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行または処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> <p>⑤行使することによりまたは当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が本号（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当</p>
--	---

該基準日。以下本⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。ただし、本⑤による取得価額の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 本号(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社はA種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにそ

の事由、調整後取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

①合併、株式交換、株式交換もしくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の全部もしくは一部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

②取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

③その他、発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する20取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との

差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、本（e）により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(6) A種下限取得価額の調整

前号の規定により取得価額の調整を行う場合には、A種下限取得価額についても、「取得価額」を「A種下限取得価額」に読み替えた上で、前号の規定を準用して同様の調整を行う。

(7) 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部

(8) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が前号に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(9) 普通株式の交付方法

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

6. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部（ただし、一部の取得は、5,000株の整数倍の株数に限る。）を取得することを請求すること（以下本条において金銭対価取得請求という。）ができるものとし、当社は、当該金銭対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該金銭対価取得請求に係るA種種類株式の

数に、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額ならびに(ii) A種累積未払配当金相当額および日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、A種累積未払配当金相当額の計算における「累積額がA種種類株主等に対して配当される日」および日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を、それぞれ「金銭対価取得請求の効力発生の日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額および日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。本条において「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の各号のいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下の各号に定める数値をいう。

- ① A種種類株式の発行日の翌日から2024年6月30日まで
: 1.030
- ② 2024年7月1日から2025年6月30日まで
: 1.060
- ③ 2025年7月1日から2026年6月30日まで
: 1.085
- ④ 2026年7月1日から2027年6月30日まで
: 1.100
- ⑤ 2027年7月1日以降
: 1.110

(2) 金銭対価取得請求の効力発生
金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が当会社に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

7. 金銭を対価とする取得条項

当会社は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下本条において金銭対価償還日という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の10取引日（東京証券取引所におい

て当会社の普通株式の普通取引が行われる日をいう。)前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部または一部(ただし、一部の取得は、5,000株の整数倍の株数に限る。)を取得することができる(以下本条において金銭対価償還という。)ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(i)A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に前項に定める償還係数を乗じて得られる額ならびに(ii)A種累積未払配当金相当額および日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、A種累積未払配当金相当額の計算における「累積額がA種種類株主等に対して配当される日」および日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を、それぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額および日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。

8. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当会社が株主総会の決議によってA種種類株主との合意により当該A種種類株主の有するA種種類株式の全部または一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。

9. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

(1) 当会社は、A種種類株式について株式の分割または併合を行わない。

(2) 当会社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権

	<p>利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</p> <p>(3) <u>当社は、A種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</u></p> <p>10. 優先順位</p> <p>(1) <u>A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額ならびに普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者（以下本条において普通株主等と総称する。）およびB種種類株式を有する株主またはB種種類株式の登録株式質権者（以下本条においてB種種類株主等と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等およびB種種類株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。</u></p> <p>(2) <u>A種種類株式、B種種類株式および普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式およびB種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。</u></p> <p>(3) <u>当社が剰余金の配当または残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当または残余財産の分配を行う。</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>(B種種類株式)</u></p> <p><u>第5条の3</u></p> <p>1. <u>当社の発行するB種種類株式の内容は、次項から第9項までに定めるものとする。</u></p> <p>2. <u>剰余金の配当</u></p> <p>(1) <u>B種配当金</u></p> <p><u>当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者（以下本条において普通株主等と総称する。）に対して剰余金の配当をするとき、当該剰余金の配当の基準日（以下本条において配当基準日という。）の最終の株主名簿に記載またはは</u></p>

記録されたB種種類株式を有する株主（以下本条においてB種種類株主という。）またはB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主と併せて以下本条においてB種種類株主等という。）に対し、本条第9項第1号に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりB種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下本条においてB種配当金という。）を行う。なお、B種配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) B種配当金の金額

B種配当金の額は、普通株式1株当たりの剰余金の配当の額に、1,000,000円（以下本条において払込金額相当額という。）を当該配当基準日における本条第5項第3号乃至第6号で定める取得価額で除した数を乗じて得られる額とする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。

当会社は、B種種類株主等に対しては、B種配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

3. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、本条第9項第2号に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

B種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

4. 議決権

B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

B種種類株主は、B種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、次号に定める数の普通株式（以下本条において請求対象普通株式という。）の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下本条において普通株式対価取得請求という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。

(2) B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数に、B種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める普通株式対価取得プレミアムを乗じて得られる額を、本項第3号乃至第6号で定める取得価額で除して得られる数とする。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

本条において「普通株式対価取得プレミアム」とは、普通株式対価取得請求の効力が生ずる日が以下の各号のいずれの期間に属するかに応じて、以下の各号に定める数値をいう。

① B種種類株式の発行日の翌日から2024年6月30日まで

: 1.1

② 2024年7月1日から2025年6月30日まで

: 1.255

③ 2025年7月1日から2026年6月30日まで

: 1.415

④ 2026年7月1日以降

: 1.605

(3) 当初取得価額

1,364.3円

(4) 取得価額の修正

取得価額は、2023年12月31日およびそれ以降の6か月毎の応当日（当該日が取引日（以下に定義する。）でない場合には翌取引日とする。以下本条において取得価額修正日という。）において、各取得価額修正日に先立つ連続する20取引日（売買高加重平均価格（以下本条においてVWAPという。）が発表されない日を除く20取引日とする。以下本号において取得価額算定期間という。）の株式会社東京証券取引所（以下本条において東京証券取引所という。）が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（なお、取得価額算定期間中に次号に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は次号に準じて当社が適当と判断する値に調整される。）の90%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正され（以下本条において、かかる修正後の取得価額を修正後取得価額という。）、修正後取得価額は取得価額修正日より適用される。ただし、修正後取得価額が955円（ただし、本項第6号の調整を受ける。以下本条においてB種下限取得価額という。）を下回る場合には、修正後取得価額はB種下限取得価額とし、また、修正後取得価額が1,773.6円（ただし、本項第6号の調整を受ける。以下本条においてB種上限取得価額という。）を上回る場合には、修正後取得価額はB種上限取得価額とする。

本条において「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。

(5) 取得価額の調整

(a) B種種類株式の発行日の翌日（同日を含む。）以降、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} = \frac{\text{調整前取得価額}}{\text{調整前取得価額}} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

②普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} = \frac{\text{調整前取得価額}}{\text{調整前取得価額}} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

③本号（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同

じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換、会社分割もしくは株式交付により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下本条において取得価額調整式という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下本条において株主割当日という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{aligned}
 & \text{調整後} \\
 & \text{取得価} \\
 & \text{額} \\
 & = \\
 & \text{調整前} \\
 & \text{取得価} \\
 & \text{額} \\
 & \times \\
 & \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{（発行済普通株式数）} \pm \text{1株当たり払込金額}} \\
 & \times \\
 & \frac{\text{当社が保有する普通株式の数} \times \text{普通株式1株当たりの時価}}{\text{（発行済普通株式数）} - \text{当社が保有する普通株式の数} + \text{新たに発行する普通株式の数}}
 \end{aligned}$$

④当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、本号（d）に定める普通

	<p> <u>株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行または処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</u> </p> <p> <u>⑤行使することによりまたは当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出</u> </p>
--	--

	<p> <u>資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が本号（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを</u> </p>
--	--

	<p>適用する。ただし、本⑤による取得価額の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</p> <p>(b) 本号(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社はB種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。</p> <p>①合併、株式交換、株式交換もしくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の全部もしくは一部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>②取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>③その他、発行済普通株式数(ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価</p>
--	--

は、調整後取得価額を適用する日（ただし、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する20取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、本（e）により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(6) B種下限取得価額およびB種上限取得価額の調整

前号の規定により取得価額の調整を行う場合には、B種下限取得価額およびB種上限取得価額についても、「取得価額」を「B種下限取得価額」または「B種上限取得価額」に読み替えた上で、前号の規定を準用して同様の調整を行う。

(7) 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部

(8) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が前号に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(9) 普通株式の交付方法

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたB種種類株主に対して、当該B種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構

または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

6. 金銭を対価とする取得条項

当社は、B種種類株式の発行日以降いつでも、A種種類株式の発行済株式（当社が有するものを除く。）が存しないときに限り、当社の取締役会が別に定める日（以下本条において金銭対価償還日という。）が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の10取引日（東京証券取引所において当社の普通株式の普通取引が行われる日をいう。）前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部または一部（ただし、一部の取得は、1,000株の整数倍の株数に限る。）を取得することができる（以下本条において金銭対価償還という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、B種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

本条において「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の各号のいずれの期間に属するかに応じて、以下の各号に定める数値をいう。

- ① B種種類株式の発行日の翌日から2024年6月30日まで：1.1
- ② 2024年7月1日から2025年6月30日まで：1.255
- ③ 2025年7月1日から2026年6月30日まで：1.415
- ④ 2026年7月1日から2027年6月30日まで：1.605
- ⑤ 2027年7月1日以降

: 1. 805

B種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって、B種種類株主から取得すべきB種種類株式を決定する。

7. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によってB種種類株主との合意により当該B種種類株主の有するB種種類株式の全部または一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。

8. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、B種種類株式について株式の分割または併合を行わない。
- (2) 当社は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当社は、B種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

9. 優先順位

- (1) A種優先配当金（第5条の2に定義する。）、A種累積未払配当金相当額（第5条の2に定義する。）ならびに普通株主等およびB種種類株主等に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等およびB種種類株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。
- (2) A種種類株式、B種種類株式および普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式およびB種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。
- (3) 当社が剰余金の配当または残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比

	<u>例按分の方法により剰余金の配当または残余財産の分配を行う。</u>
(単元株式数) 第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。	(単元株式数) 第7条 当社普通株式の1単元の株式数は、100株とし、A種種類株式およびB種種類株式の単元株式数は、それぞれ1株とする。
第3章 株主総会 ＜新設＞	第3章 株主総会 (種類株主総会) 第16条の2 1. <u>第11条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会について準用する。</u> 2. <u>第13条、第14条および第16条の規定は、種類株主総会について準用する。</u> 3. <u>第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。</u>

以 上